

令和5年版

# 袖ヶ浦の環境

袖ヶ浦市



# はじめに

袖ヶ浦市では、自然環境と生活環境との調和を図るとともに、気候変動やエネルギー問題等の環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境施策の最上位計画となる「第2次袖ヶ浦市環境基本計画」を策定し、「みんなでつくる豊かな自然と快適な暮らしが調和したまち袖ヶ浦」の実現を目指しています。

本書は、令和4年度の本市における環境の状況並びに環境対策などについて、その概要をまとめたものであり、市民の皆様一人ひとりに、袖ヶ浦の環境の現状をご理解いただくとともに、環境問題を身近な課題と感じていただき、環境保全に取り組む契機としていただければ幸いに存じます。

## 環境保全都市宣言

私たちは、きれいに澄んだ小川、さわやかな青空、野や山の緑、このような美しい自然に囲まれ、都市としての機能の充実した生活環境のなかで、うるおいとやすらぎのある、快適な生活が送れるまちに住みたいと願う。

近年のめざましい産業の発展と都市化の進展は、より高度な文化的な生活など、私達の市民生活に大きな恩恵をもたらした。

一方、市民の快適な環境に対する志向が高まり自然と調和のとれた質の高い生活環境の整備が重要となってきている。

今や環境問題は、一個人一地域の問題にとどまらず、宇宙船地球号の中で私たちは地球規模で考えた行動が求められている。

このため、行政、市民及び事業所が一体となり自らの手で豊かな自然環境を保全し、快適な生活環境を創造するため、市制施行の年にあたり、次の目標を掲げ、市民の総意としてここに袖ヶ浦市を「環境保全都市」とすることを宣言します。

- 1 地球規模で考え、地域で環境を守り育てる
- 1 きれいな水を、守り育てる
- 1 きれいな空気を、守り育てる
- 1 美しい緑を、守り育てる
- 1 安らぎのある街並みを、守り育てる
- 1 リサイクル社会を目指し、環境を守り育てる

平成3年6月14日

袖ヶ浦市

## 目次

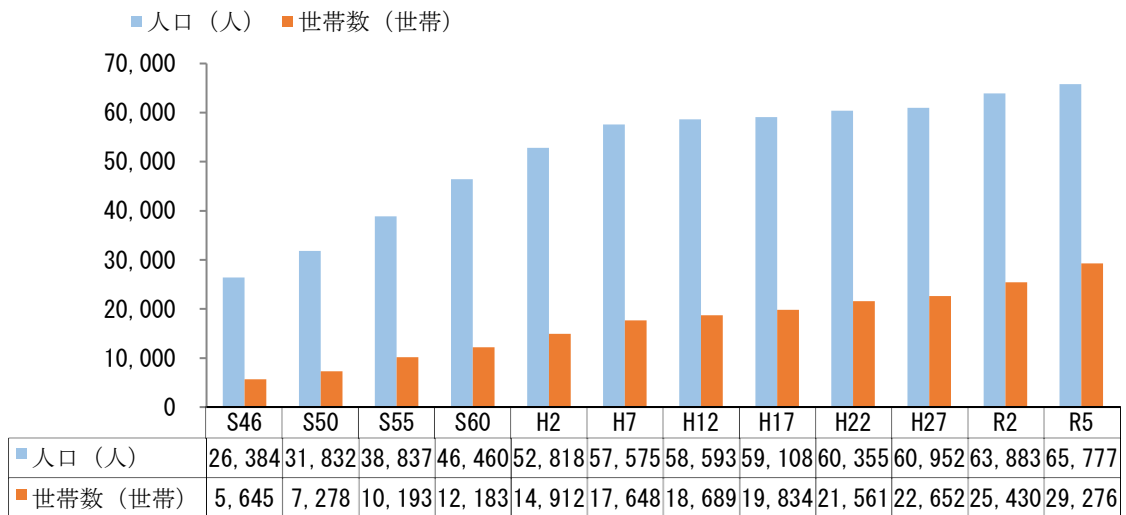
1. 袖ヶ浦市の概況.....	1
2. 環境問題の動向.....	3
(1)地球温暖化.....	3
(2)資源循環型社会の形成.....	4
(3)生物多様性の保全.....	5
(4)本市における環境問題の流れと現在の課題.....	6
(5)環境基本計画.....	7
3. 環境の現状と対策(環境施策の推進状況).....	8
3-1. 自然環境の保全 ～豊かな自然と共生するまち～.....	8
(1)水とみどりの保全.....	8
(2)生物多様性の保全.....	10
(3)有害鳥獣・特定外来生物への対策.....	11
(4)景観形成の推進.....	12
3-2. 環境保全対策 ～快適で安全に生活できるまち～.....	13
(1)大気環境の保全.....	13
(2)水質・土壌・地盤環境の保全.....	19
(3)騒音・振動・悪臭の防止.....	24
(4)有害化学物質・放射性物質への対策.....	27
3-3. 地球温暖化対策 ～地球環境を思いやるまち～.....	29
(1)再生可能エネルギー等の活用.....	29
(2)省エネルギーの推進.....	30
(3)温室効果ガスの削減.....	31
(4)気候変動による影響への適応策の推進.....	31
3-4. 廃棄物対策 ～環境にやさしい循環型社会を形成するまち～.....	32
(1)3R活動等による廃棄物の減量化・資源化.....	33
(2)廃棄物等の適正処理の推進.....	38
(3)廃棄物の不法投棄・ポイ捨てへの対策.....	46
(4)建設発生土・再生土への対策.....	47
3-5. 環境啓発 ～市民参加による環境保全活動を推進するまち～.....	48
(1)環境に関する情報発信.....	48
(2)環境学習・環境教育の推進.....	48
(3)協働による環境保全活動の推進.....	49
(4)市民等による環境保全活動への支援.....	49
3-6. 環境保全のための分野横断的な施策.....	50
(1)持続可能な社会を築くネットワークづくり.....	50
(2)災害時等における環境問題への対応.....	50
◆ 補助金制度 ◆.....	51
◆ 用語解説 ◆.....	51

# 1. 袖ヶ浦市の概況

## 人口・面積等

人 口	令和5年4月1日現在	国勢調査 (令和2年10月1日[確報値])
	65,777人 男 33,326人 女 32,451人	63,883人 男 32,214人 女 31,669人
世 帯 数	29,276世帯	25,321世帯
産 業 別 人 口 (令和2年国勢調査)	第一次産業 1,104人 (3.6%) 第二次産業 7,941人 (26.5%) 第三次産業 20,080人 (67.0%) 分類不能 832人 (2.7%)	
地 勢	面 積 94.92km <sup>2</sup> 周 囲 84.5km 海岸線 28.7km 広ぼう 東西 14.0km、南北 13.5km	
市 役 所 の 位 置	東経 139度57分27秒 北緯 35度25分36秒	
平 和 都 市 宣 言	平成2年6月15日採択、同年12月10日宣言	
環 境 保 全 都 市 宣 言	平成3年3月15日採択、同年6月14日宣言	
姉 妹 都 市	イタジャイ市(ブラジル連邦共和国・サンタカタリーナ州) 昭和54年1月31日締結	

人口・世帯数推移

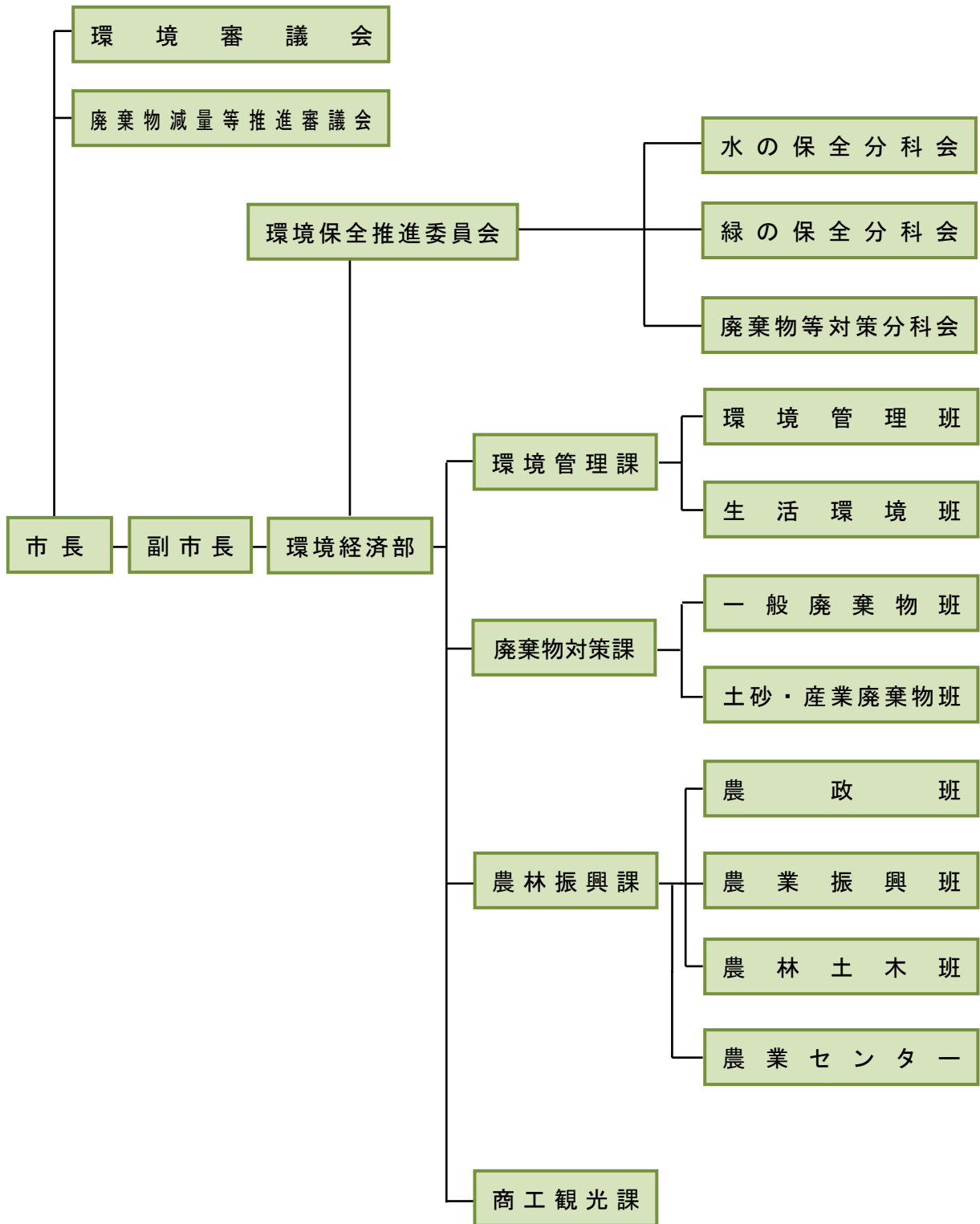


※S46は10月末日現在、R5は4月1日現在の人口

※それ以外は国勢調査による人口

# 環境行政組織図

令和5年4月1日現在



## 2. 環境問題の動向

近年、わが国では様々な環境問題やその対策が取り上げられています。

ここでは、その中からいくつかを紹介し、問題に対する本市における対策について併せてご紹介します。

なお、これらの問題はそれぞれ独立したものではなく、相互に影響を与えているものがほとんどです。

地球温暖化対策や資源の枯渇問題のためにも、私たちの日々の行動が大変重要となります。次世代に今の地球を残すために、私たち一人ひとりが考えて、私たちが今出来ることから取り組む必要があります。

### (1) 地球温暖化

地球温暖化とは、二酸化炭素をはじめとする「温室効果ガス」が過剰に放出・蓄積されることにより、大気中の温室効果ガスの濃度バランスが崩れ、地球上の気温が上昇する現象です。

地球温暖化が進むと、異常気象、砂漠化、干ばつ、海面上昇による土地の水没、洪水、作物の不作や野生生物の絶滅といったさまざまな被害が懸念されます。

2014年の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第5次評価報告書によると、1880年～2012年の約130年間において世界の平均地上気温は0.85℃上昇しています。また、1901年～2010年の期間中、世界平均海面水位は、0.19m上昇したと発表しています。

2015年にフランス・パリで行われた国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、気候変動に関する2020年以降の新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択されました。「パリ協定」は、世界総排出量の55%以上を占める55か国以上の締約国が批准して、2016年に発効するなど、国際的な協調が進んでいます。

また、国では、2021年「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき「地球温暖化対策計画」を改定し、2030年度において温室効果ガスを46%（2013年度比）削減を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることとしています。

袖ヶ浦市は、「袖ヶ浦市環境基本計画」に基づき再生可能エネルギー等の活用や省エネルギーの対策を推進しており、また、市役所における省エネルギー等を推進するため、2001年3月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき「袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、庁舎や市関連施設等における温室効果ガス削減などを推進しています。

## (2) 資源循環型社会の形成

従来の大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、最終処分場の不足や、ごみ処理による温室効果ガスの排出量の増加など、環境の保全を阻害する側面を有しています。また、天然資源の枯渇や、大規模な資源採取による自然破壊など、様々な環境問題にも密接に関係しています。

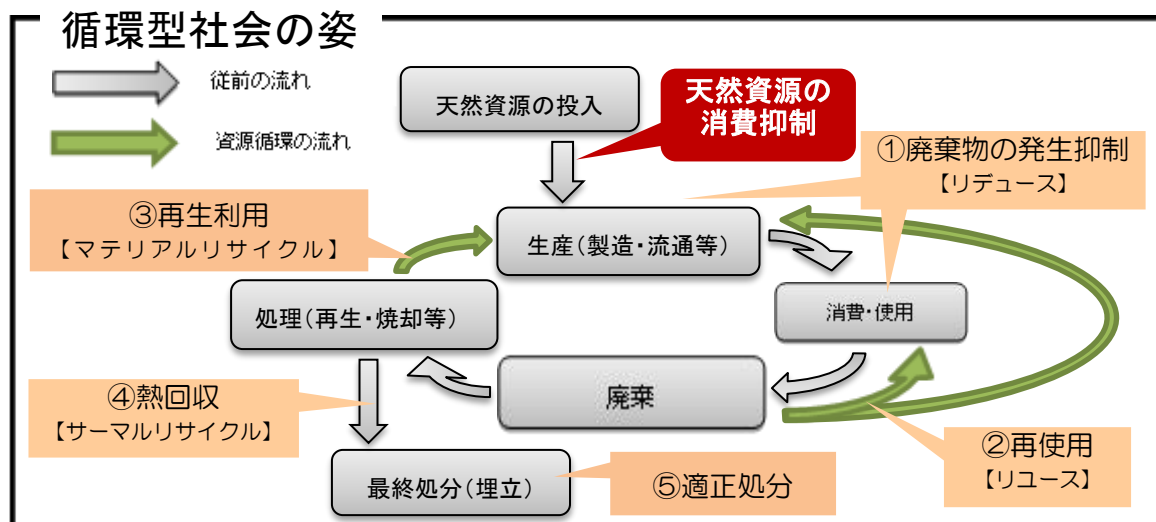
このため、国は平成12年に「循環型社会形成推進基本法」を制定、平成15年には「循環型社会形成推進基本計画」を策定し、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成を目指しています。

さらに、関連法として、令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されたほか、「資源有効利用促進法」、「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」、「食品リサイクル法」、「建設リサイクル法」、「自動車リサイクル法」、「小型家電リサイクル法」の整備や、各種取組の進展により、最終処分量の大幅削減が実現するなど、循環型社会形成に向けた取組は着実に進展しています。

一方で、近年世界規模で資源制約が強まると予想されるほか、多くの貴金属、レアメタルが廃棄物として埋め立て処分されているといった課題を改善するべく、貴重な資源として一層有効活用して資源生産性を高め、天然資源の消費を抑制する新たなステージに進むための基本的方向として、質にも着目した循環型社会の形成をめざし、取り組んでまいりました。

そこで、平成30年6月に閣議決定された、「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、前基本計画で掲げた「質」にも着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組等を引き続き中核的な事項として重視しつつ、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、「地域循環共生圏形成による地域活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理の更なる推進と環境再生」が掲げられました。

本市においても、令和2年3月に「袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画」を改定し、計画に基づき、社会を構成する各主体との連携の下で、3Rの推進など循環型社会の形成を一体的に実行するため、各種取組の展開を図ります。





### (3) 生物多様性の保全

自然界には、数えきれないほどの生物が、場所に応じた様々なつながりを持ちながら生きています。これを「生物多様性」と呼び、世界的にも生物多様性の保全の重要性は広く認識されています。

#### ア レッドデータブック

長い歴史の中で育まれた地域固有の野生動植物が、開発による生息・生育環境の改変や乱獲などの人間活動に伴い、その生存が脅かされ、その結果、絶滅の危機に直面している種が数多くあります。この対策として、これらの野生生物について特に保護する必要があるものを選定し、その方法等を取りまとめた「レッドデータブック」が作られ、環境学習の教材などとして活用されています。こうした絶滅の危機に瀕している野生生物の存続は私たちの意識と行動に委ねられているといえます。

#### イ 外来生物

外来生物とは、もともとその地域では生息していない生物で、人間の活動によって外国などから入ってきた生物のことをいいます。明治以降、人間の移動や活動が盛んになり多くの動植物が、ペットや展示用等の目的で輸入されたり、荷物や乗り物などに紛れ込んだりして日本に入ってしまったままです。

これら外来生物の問題点は、在来生物との競争や交雑等により生態系へ影響を与えたり、畑を荒らしたり漁業対象の生物を食べたりする農林水産業への影響、あるいは外来生物自体が毒を持っているなどの場合は人命や身体への危険がある場合もあります。このため、特に被害を及ぼす危険のある生物を「特定外来生物」として指定し、輸入はもちろん、飼養、栽培、保管、運搬、野外に放つことが禁止されています。

また、必要に応じて県及び市で駆除等を行っています。

		外来種		
		特定外来生物 アライグマ	ハクビシン	
顔		耳の縁とヒゲが白い。		顔の真ん中、鼻から額にかけて白い帯があり、「白鼻芯」の名の由来となっている。
全体像		尾に黒いシマがある。		尾が細く長い。
足裏		指が長い 5本指		指は短い 5本指

## **(4) 本市における環境問題の流れと現在の課題**

本市では、温暖な気候の下、古くから農水産業を中心に人々の生活が営まれてきました。

また、昭和30年には、臨海部で国営長浦干拓事業が実施されるなど特に農業が盛んでした。昭和40年代後半の高度経済成長期に入ると、臨海部が日本を代表する重化学コンビナートである京葉臨海工業地帯の一部となり、産業経済活動が飛躍的に発展しましたが、この過程で大気や水の汚染などによる生活環境の悪化、宅地開発などによる身近な自然の改変や貴重な動植物の消失などが問題となりました。

市では、主要工場と環境保全のための協定の締結や、環境条例・各種法律による公害防止対策を強く進めるとともに、緑の保全及び推進に関する条例などを制定し、開発に伴う自然環境の悪化の防止に努めてきた結果、産業活動に伴う環境問題の解決や自然環境の保護については、一定の成果を収めました。

その一方で、人口の増加に伴い、市北西部を中心に都市化が進行し、生活スタイルの変化等が進んだ結果、近年の環境問題は、自動車の排ガス、生活排水による水質汚濁、廃棄物の排出量の増大、温室効果ガスの排出等、生活による環境への負荷が大きくなってきています。

また、他にも自然環境の変化、休耕田の荒廃や人と自然との関わりの変化による在来動物種の減少や、外来種をはじめとした有害鳥獣の増加等の問題も生じています。

環境は現代を生きる私たちだけでなく、将来の世代がその恵みを受けられるよう維持されなければなりません。複雑・多様化する環境問題に対応し、健全で良好な環境の恵みを将来に引き継ぐためには、市民・事業者の皆さん全ての参加を得て、環境に配慮した生活や事業活動の実践による環境への影響が少ない持続的発展が可能な社会の構築、多様な自然環境の体系的な保全、国際的視野に立った環境保全などへの積極的な取り組みを展開することが求められています。

## (5) 環境基本計画

環境基本計画は、長期的な目標の下、市民、事業者及び行政が協働して、環境の保全に関する施策を、総合的かつ計画的に推進していくことにより、先人が残してくれた豊かな自然環境を次世代に継承するとともに、環境に関する諸問題を計画的に解決していくことを目的としています。

袖ヶ浦市では、令和2年3月に、第2次となる袖ヶ浦市環境基本計画を策定し、計画は次のとおり構成しています。

なお、次章の「環境の現状と対策」では、環境基本計画における基本施策ごとに推進状況を示します。

### 第3章 計画の目標

第1節 袖ヶ浦市が目指す環境像

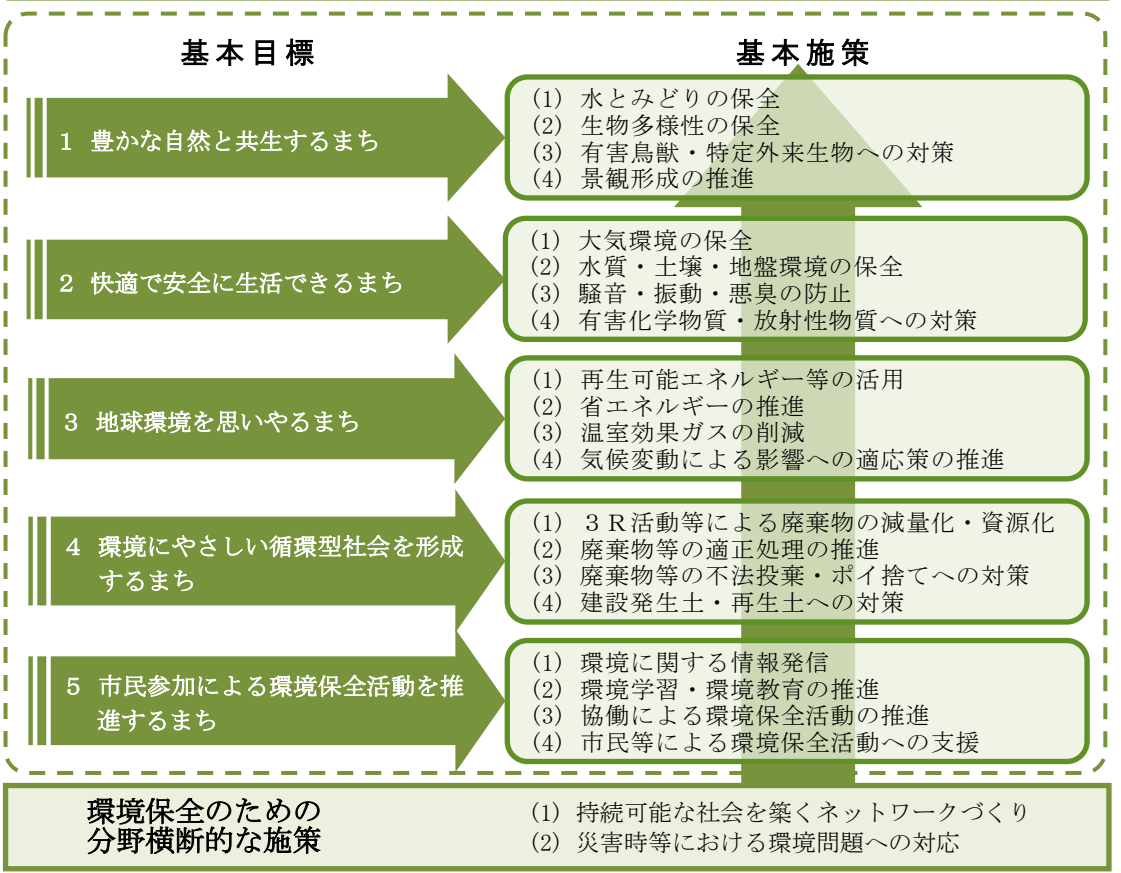
**みんなで作る 豊かな自然と快適な暮らしが調和したまち 袖ヶ浦**

第2節 基本目標

- ・ 豊かな自然と共生するまち
- ・ 快適で安全に生活できるまち
- ・ 地球環境を思いやるまち
- ・ 環境にやさしい循環型社会を形成するまち
- ・ 市民参加による環境保全活動を推進するまち

### 第4章 目標の実現に向けた施策の展開方向

**みんなで作る 豊かな自然と快適な暮らしが調和したまち 袖ヶ浦**



第2次袖ヶ浦市環境基本計画の構成(抜粋)

### 3. 環境の現状と対策(環境施策の推進状況)

#### 3-1. 自然環境の保全 ～豊かな自然と共生するまち

##### (1) 水とみどりの保全

本市では、美しい緑を守り育て、安らぎのある街づくりを目指し、市民の健康で快適な生活環境を確保することを目的として、「袖ヶ浦市緑の保全及び推進に関する条例」を定め、市民や工場・事業所の協力のもと、緑の確保及び推進に努めています。

##### ア 蔵波小鳥の森

市街地に残された貴重な樹林を残すための一手段として、自然林を保存しながら、木々を植栽し、小鳥たちのために水呑場、砂遊び場、巣箱、餌台を設けた小鳥の森が蔵波八幡神社裏手の高台にあります。

晴れた日には眼下に長浦駅前の市街地、工場地帯、青く輝く東京湾を見下ろせます。

ここでは、ウグイス・メジロ・ヒヨドリなどが見られます。



蔵波小鳥の森

##### イ しいのもり

椎の森工業団地内の自然環境保全緑地(約20ha)は、平成18年度に生物多様性の確保と自然と触れ合う場として整備方針を定める「椎の森自然環境保全緑地整備基本計画」を策定し、市民が小動物や昆虫など触れ合い、自然観察などの体験が出来るような活用を図るべく、市民ボランティアによる整備を進め、一般開放しています。

引き続き、ボランティアによる維持管理活動を実施しており、毎月第1土曜日、第3日曜日の午前中に2時間程度の軽作業を行っています。作業は毎回25名程度の参加者により、刈払機を用いた下草刈り、散策路の整備、湿地・水路の整備、不法投棄物の撤去などを実施しています。



しいのもりボランティア作業の様子

## ウ 保存樹木・樹林

市街地に残された貴重な自然を残すため傾斜地の樹林や、高さが15メートル以上で樹容の優れた樹木に対し、その保全等に要する費用の一部を助成する保存樹木・保存樹林補助金制度があります。

保存樹木 182本

保存樹林 86, 803㎡

## エ 緑化協定

一定規模以上の開発や事業所の建設時に敷地の20%程度の緑化をお願いしており、その総面積は約185ヘクタールに達しています。

三者協定（県・市・事業所） 71事業所

二者協定（市・事業所） 124事業所



保存樹木



緑化協定(吉野石膏千葉第二工場)

## (2) 生物多様性の保全

「千葉県レッドデータブック」によると、動物、植物ともに掲載された絶滅の恐れのある野生生物の種類は増加しており、野生生物の状況は厳しいものとなっています。

自然環境の変化や人為的な生物の移動など、人の活動により崩れてしまった生態系のバランスを、人の手により修復していく必要があります。

生物多様性の推進を図るためには、生物多様性に関する普及啓発のみならず、多様な生物が生息できる場を整備するとともに、市内各地区の生物の生息状況を把握する必要があります。

### ア 希少な野生生物の保護

市の管理地において、開発等により生息地を追われた希少な野生生物の保護を、ボランティアの方々の活動により行っています。

繁殖の時期に合わせて、有害鳥獣等からの食害を防ぐための電気柵の設置や、一時的な保護を行い、生存数の維持に努めています。



トウキョウサンショウウオ

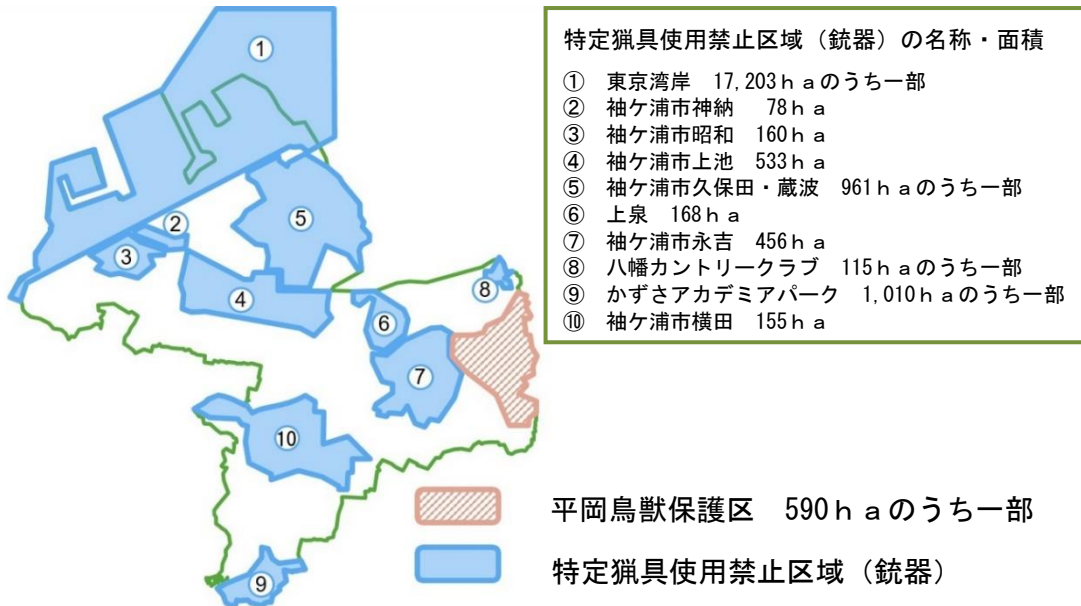


生物多様性ちばニュースレター

### イ 鳥獣保護

有害鳥獣であっても、全ての鳥獣は「鳥獣の保護及び管理に関する法律」により保護される対象となるため、むやみに捕獲・駆除を行うことはできません。

捕獲には資格が必要であり、捕獲方法、時期、場所等を守る必要があります。



鳥獣保護区等区域図

### (3) 有害鳥獣・特定外来生物への対策

#### ア 本市の状況

本市の農村部においては、イノシシをはじめとした有害鳥獣の生息数の増加に伴い、農作物等の被害が多く発生しており、捕獲頭数も増加傾向にあります。

これまでも「袖ヶ浦市鳥獣被害防止計画」により、有害鳥獣の駆除、防護柵の設置、捕獲従事者の確保等の必要な対策を講じているものの、有害鳥獣の捕獲頭数は年々増加しており、また、捕獲の担い手となる人材が高齢化により不足するため、新たな人材の確保・育成が必要となります。

#### イ 有害鳥獣等の駆除

本市では、平成20年度以降、アライグマ・ハクビシンによる農作物被害が発生しており、継続的に駆除を行っていますが、駆除個体数は増加傾向にあるとともに生息域も市街地周辺にも拡大してきています。

アライグマ等は雑食性動物のため、果実が実った状態の果樹を放置したり、生ごみを夜間に放置しないよう注意するとともに、古い木造家屋等（神社、寺院、空家）の屋根裏などに住み着き繁殖しますので、隙間を塞ぐなどの対策が必要です。

#### 有害鳥獣年度別駆除個体数（アライグマ・ハクビシン合計）

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
頭数	152	151	115	168	177	261	250	248	347	366



アライグマ



ハクビシン

## (4) 景観形成の推進

平成16年に景観法が制定され、良好な景観の保全、自然、歴史、文化等の地域資源や地域特性に応じた景観の形成、市民が潤いや安らぎを感じるまちづくりが進められるようになりました。本市には、市内を連なる斜面林、広がりのある田園風景や里山、海と対岸と富士山を望む広大な眺望等の水と緑豊かな美しい景観があり、これらは地域の貴重な景観資源となっています。平成25年には、袖ヶ浦市景観条例の制定や袖ヶ浦市景観計画を策定し、景観行政を推進しています。

こうした本市の特徴のある景観は、里山の減少、耕作放棄地の増加等により徐々に失われつつあり、今後も継続的な景観づくりの推進が必要となっています。

また、都市の景観については、市民や来訪者にまちのイメージを与える重要な要素となるため、市民の憩いの場となる公園やまちの玄関口である鉄道駅周辺や幹線道路沿いの秩序や賑わいのあるまち並みを形成するため、積極的な景観づくりを進めることが求められています。



#そでふおと 受賞作品



## 3-2. 環境保全対策 ～快適で安全に生活できるまち

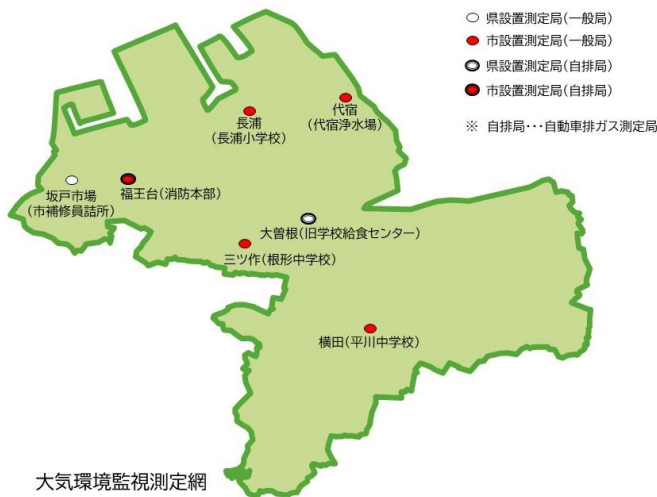
### (1) 大気環境の保全

大気汚染の要因は、工場や事業所から排出されるばい煙や自動車の排出ガスなどが考えられており、主要な大気汚染物質についてそれぞれ環境基準が定められています。

市では大気環境の監視及び発生源である工場等の排出ガスの調査を実施しています。

#### ア 監視体制

市内の大気環境の監視体制は、7箇所の大気環境測定局をテレメータシステムで結ぶことにより、大気汚染物質等の常時監視を行っています。また、ダイオキシン類などの有害物質については定期的にモニタリング調査を行っています。



大気環境監視測定網



大気環境常時監視測定局

#### ○大気環境測定局・監視項目一覧（令和5年3月31日現在）

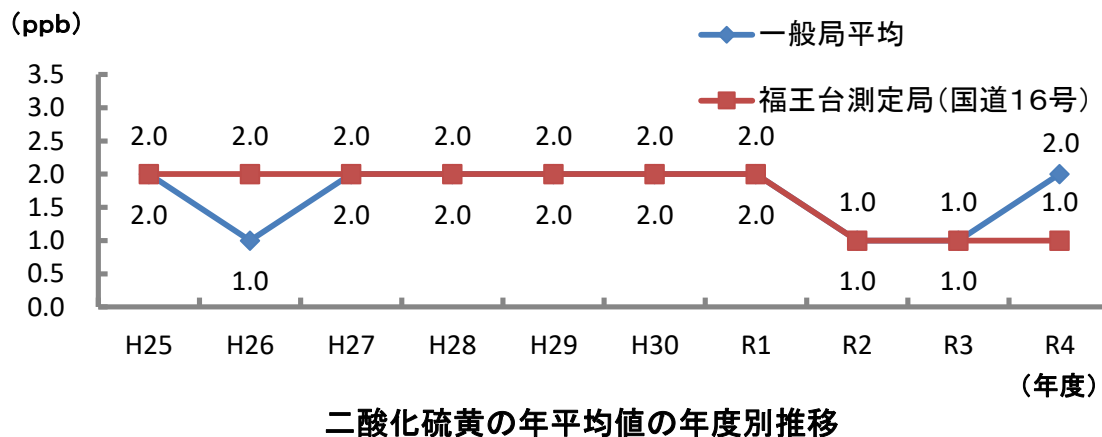
区分	測定局名	常時監視項目										モニタリング調査項目		
		二酸化硫黄	二酸化窒素	光化学オキシダント	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	炭化水素	風向風速	温度湿度	日射紫外線	降雨量	ダイオキシン類	ベンゼン
一般環境測定局	坂戸市場	○	○	○		○	○	○	○	○				
	長浦	○	○	○		○	○	○	○			○	○	
	代宿	○	○	○		○			○	○		○		
	三ツ作		○	○		○			○					
	横田	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	
自動車排出ガス測定局	福王台	○	○		○	○			○			○		
	大曽根				○		○		○					

## ○令和4年度市内大気環境の環境基準達成状況

測定項目	達成状況		基準等
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	長期的 評価	○ 測定5局中全局	日平均値の2%除外値が0.040ppm以下で、かつ、日平均値が0.040ppmを超えた日が2日以上連続していない測定局
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	長期的 評価	○ 測定6局中全局	1日平均値のうち、低い方から98%相当が0.06ppm以下
光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )	環境 基準	× 測定5局中0局	1時間値0.06ppm以下
一酸化炭素 (CO)	長期的 評価	○ 測定2局中全局	日平均値の2%除外値が10ppm以下で、かつ、日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続していない測定局
浮遊粒子状物質 (SPM)	長期的 評価	○ 測定7局中全局	日平均値の2%除外値が0.100mg/m <sup>3</sup> 以下で、かつ、日平均値が0.100mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続していない測定局
微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )	長期的 評価	○ 測定3局中全局	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下で、かつ、1日平均値の年間98%値が35μg/m <sup>3</sup> 以下
有害大気汚染物質 (ベンゼン)	環境 基準	○ 測定2地点中全地点	1年平均値3μg/m <sup>3</sup> 以下
ダイオキシン類	環境 基準	○ 測定2地点中全地点	1年平均値0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下

### (ア) 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)

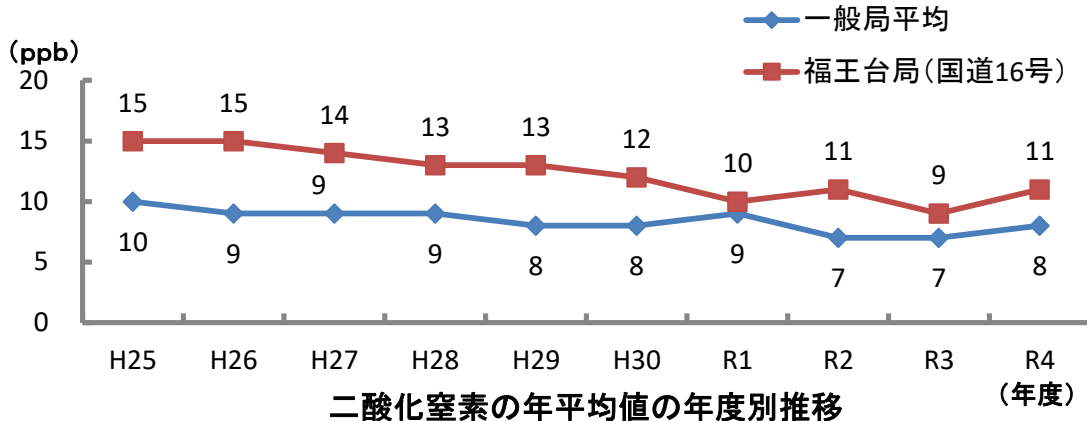
硫黄酸化物(SO<sub>x</sub>)の代表的な成分で、石油や石炭を燃焼させると含有する硫黄分が空気中の酸素と化合して発生します。排出規制の強化や低硫黄燃料の使用を進めてきた結果、長らく低濃度を維持し、環境基準を満たしています。令和4年度は全測定局において環境基準を満たしています。



### (イ) 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

窒素酸化物 (NO<sub>x</sub>) の代表的な成分で、主に工場や自動車から発生しますが、都市部ではビルなどで使用する小型ボイラーや家庭の厨房からの総排出量も無視できないものになっています。

市内では、自動車の往来が盛んな福王台測定局が高い値となっていますが、環境基準は満たしています。

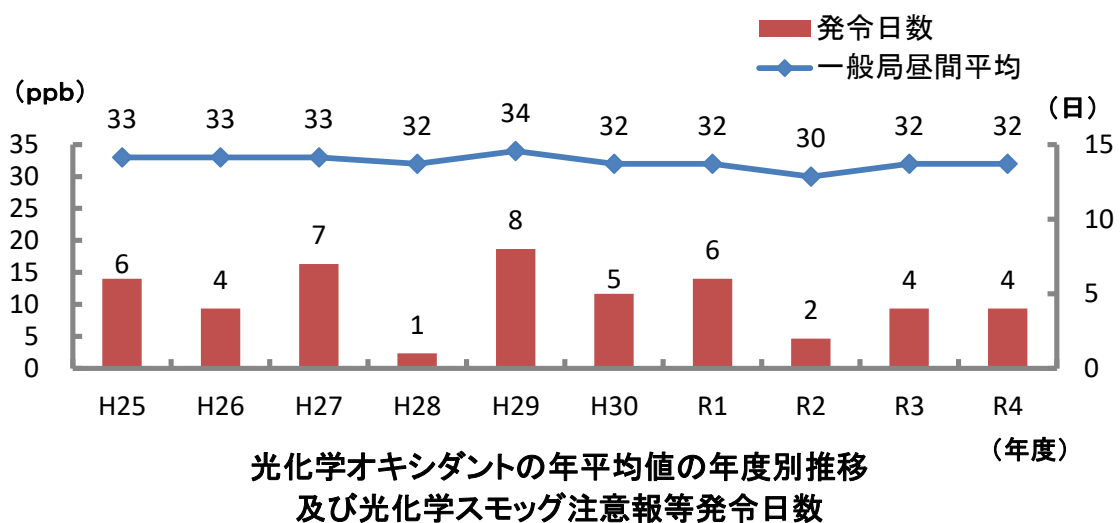


### (ウ) 光化学オキシダント (O<sub>x</sub>)

光化学オキシダント (O<sub>x</sub>) は、窒素酸化物と炭化水素などが太陽からの紫外線を受けることで光化学反応をおこし生成される物質で、春から夏にかけて日射量が強く、高温・無風などの条件が重なり、光化学オキシダント濃度が局地的に高くなります。

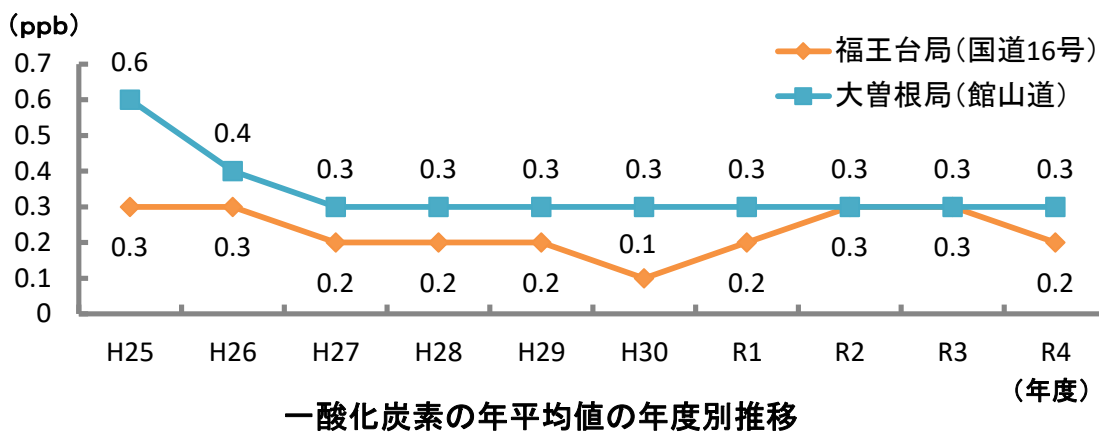
光化学オキシダント濃度が一定値を超えたときに、光化学スモッグ注意報が発令されます。

令和4年度における光化学オキシダントの環境基準は全局未達成であり、光化学スモッグ注意報は4日発令されました。



### (エ) 一酸化炭素 (CO)

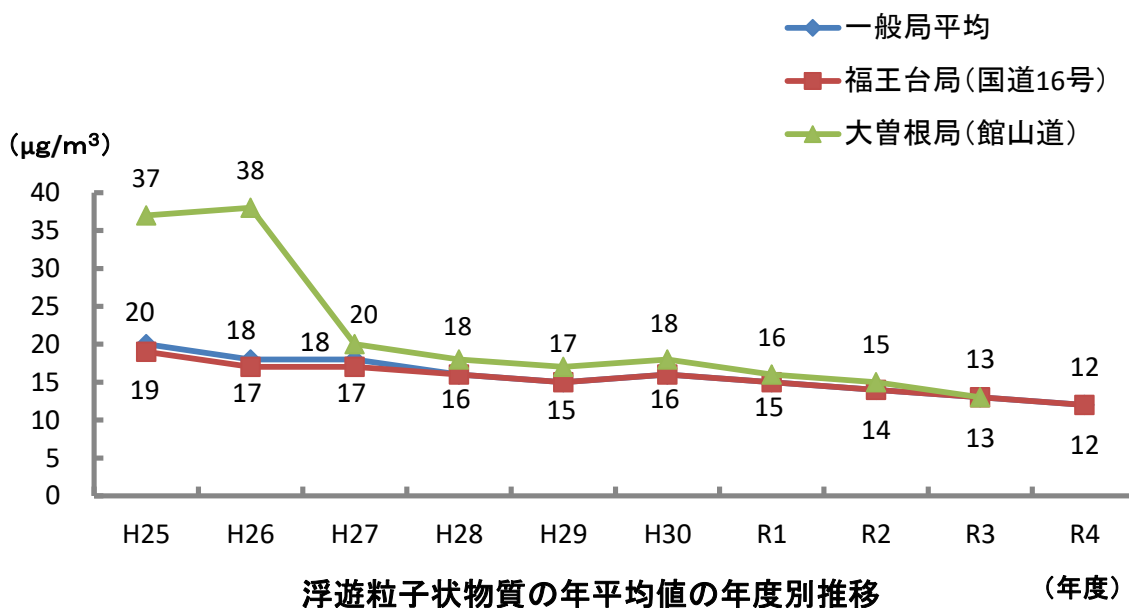
一酸化炭素 (CO) は、炭素を含む燃料が不完全燃焼する際に発生するもので、自動車が必要な発生源となっています。市では館山道及び国道16号の2箇所の自動車排出ガス測定局で測定していますが、両局とも環境基準を満たしています。



### (オ) 浮遊粒子状物質 (SPM)

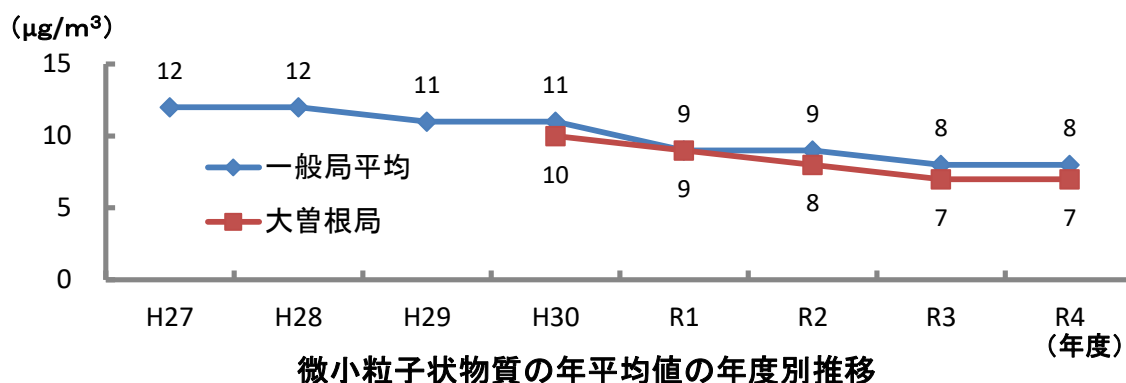
浮遊粒子状物質 (SPM) は、大気中の浮遊粉じんのうち粒径が  $10\mu\text{m}$  (マイクロメートル=1/1000 ミリメートル) 以下のものを指し、工場や自動車の排出ガスのほか、土壌の舞い上がりなどの自然現象によっても発生します。

工場や自動車の排ガス規制により、年々全国的に減少傾向にあり、本市においても同様に減少傾向にあります。令和4年度は全測定局において環境基準 (長期的評価) を満たしています。



### (カ) 微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>)

S PMに比べ、さらに細かい粒径 2.5 μm以下の粒子を微小粒子状物質といい、小さな粒子が肺の奥深くまで入りやすく、様々な健康影響の可能性が懸念されることから、平成21年に環境基準が設定され、本市においては、平成27年度から長浦局、平成29年度から大曾根局、令和2年から坂戸市場局にて測定を開始しております。令和4年度において環境基準（長期的評価）を満たしています。



### (キ) 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質とは、継続的に摂取されると人の健康を損なうおそれがあるとして指定された物質のことで、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンがあります。

令和4年度の調査（年12回）では、環境基準の超過はありませんでした。

#### ○有害大気汚染物質測定結果(令和4年度平均値)

単位: μg/m³

	長浦 (県測定※)	横田 (市測定)	環境基準
ベンゼン	1.5	0.68	3
トリクロロエチレン	0.12	—	200
テトラクロロエチレン	0.045	—	200
ジクロロメタン	0.92	—	150

※ 県測定は令和3年度データ

### (ク) ダイオキシン類

ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルの総称で、人の生命及び健康に重大な影響を与える物質として基準が設けられています。

大気の汚染状況について2箇所でモニタリング調査（年4回）を実施しましたが、両地点ともに環境基準を達成していました。

#### ○ダイオキシン類測定結果(令和4年度平均値)

単位: pg-TEQ/ m³

長浦	横田	一般大気環境基準
0.035	0.0088	0.6

## イ 発生源監視

環境の保全に関する協定締結工場等のばい煙発生施設のうち、3社の煙道をテレメーターシステムで結び、硫黄酸化物排出量、窒素酸化物排出量などを監視しています。

また、協定工場等について立入調査を行い、排出ガスの測定を行っています。

### ○令和4年度 環境の保全に関する協定に基づくばい煙関係立入調査実績

立入 工場数	立入 施設数	不適合 施設数	調 査 項 目			
			硫黄酸化物	窒素酸化物	ばいじん	ダイオキシン類
5	5	0	2	5	3	1



大気環境常時監視測定局

## (2) 水質・土壌・地盤環境の保全

本市は、北部に海域として東京湾があり、市域には小櫃川、浮戸川等の河川が流れ、継続的に水質の監視を行っています。市内公共水域の水質は、概ね良好なものになっていますが、一部の海域、河川においては、やや汚れが見られる状態にあります。

市では、生活排水対策として、公共下水道や農業集落排水の供用による水洗化に取り組むとともに、供用区域外についても浄化槽の高度処理化を促進することで、公共水域への負荷軽減を図っており、市民に対して生活排水の負荷軽減に関する周知について引き続き実施する必要があります。

また、汚水処理施設が老朽化しており、今後の生活排水の安定した処理を継続するため、維持管理をする必要があります。

さらに、発生源対策としては、環境の保全に関する協定に基づき、一定規模以上の排水がある事業者に対し、排水の水質について立入調査を実施し、監視することが必要です。

土壌・地盤環境の保全については、県と連携し、井戸所有者に対する指導や揚水量調査、地下水の水質調査等を引き続き実施する必要があります。

### ア 水環境の監視体制

#### (ア) 環境測定

水質の監視をするため、2級河川の小櫃川、浮戸川等の11中小河川、4湖沼及び海域について調査（pH、COD、BOD等）を行っています。

また、市内に排水口を所有するゴルフ場について、農薬使用の現況を把握するために調査を行っています。



#### ○環境測定実施状況一覧表

調査事業名		調査地点数	調査回数（回／年）
小櫃川	水質	2	12
	有害	1 (1)	2 (2)
	底質	1 (1)	1 (1)
	魚体	1	1
海域	水質	4	6
	有害	4	1
	底質	18 (2)	1 (1)
湖沼	水質	4	1
中小河川	水質	20 (2)	4 (1)
	有害	(2)	(1)
地下水汚染調査		2	1
ゴルフ場等農薬調査		5	1

( )内はダイオキシン類

### (イ) 工場・事業場の排水の指導

環境の保全に関する協定に基づく指導などにより、工場・事業場の排水による公共用水域の水質汚濁の防止を図っています。また、環境の保全に関する協定締結工場に対して立入調査を行い、排出基準の遵守状況を確認しています。

令和4年度は、22事業所について検査した結果、1社において排出基準の超過があり、改善指導を行いました。

### (ウ) ゴルフ場の農薬

ゴルフ場の農薬使用に伴う汚染については、殺虫剤、殺菌剤、除草剤等の27項目について調査を行いました。環境省の「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針値」を超えるものではありませんでした。

## イ 水環境の現況

### (ア) 河川

本市を含め、近隣市の水道水源として使われている小櫃川は良好な水質を維持していますが、一部の水域においては生活排水等による汚濁が見られました。

### ○令和4年度市内河川の環境基準達成状況

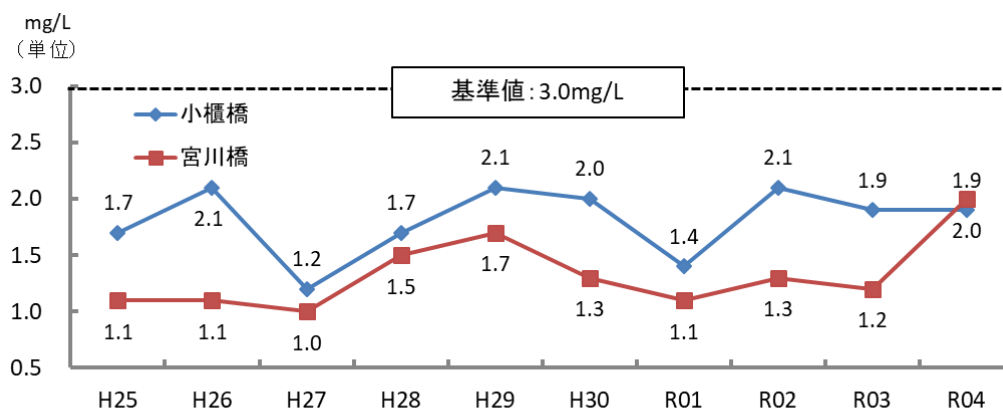
測定項目	達成状況	判定	基準等
水素イオン濃度(pH)	2地点中全地点	○	6.5以上 8.5以下
生物化学的酸素要求量(BOD)	2地点中全地点	○	3 mg/L以下(75%水質値)
浮遊粒子状物質(SS)	2地点中全地点	○	25 mg/L以下
溶存酸素量(DO)	2地点中全地点	○	5 mg/L以上
大腸菌数	2地点中全地点	△	1000 CFU/100mL以下

○: 期間中12回の調査において、すべて基準を満たす

△: 期間中12回の調査において、一部基準を超過

×: 期間中12回の調査において、すべて基準を超過

※BODのみ、調査結果を数値順に並べた中で、下から9番目(75%)の数値が評価基準となる(75%水質値)



小櫃川BOD75%値経年変化グラフ



## (イ) 海域

袖ヶ浦市地先の海域は、公共水域の水質環境基準の水域類型として、市西部の海域をB類型、市東部の海域をC類型として指定されています。水質の現況については、下水道の整備等が進むことにより改善傾向にありますが、B類型ではいまだ環境基準を達成できていません。

### ○令和4年度市内海域(B類型)の環境基準達成状況

測定項目	達成状況	判定	基準等
水素イオン濃度 (pH)	2地点中0地点	△	7.8以上 8.3以下
化学的酸素要求量 (COD)	2地点中0地点	△	3 mg/L以下 (75%水質値)
溶存酸素量 (DO)	2地点中全地点	○	5 mg/L以上
n-ヘキサン抽出物質 (油分等)	2地点中全地点	○	検出されないこと
全窒素	2地点中0地点	△	0.6 mg/L以下
全りん	2地点中0地点	△	0.05 mg/L以下

### ○令和4年度市内海域(C類型)の環境基準達成状況

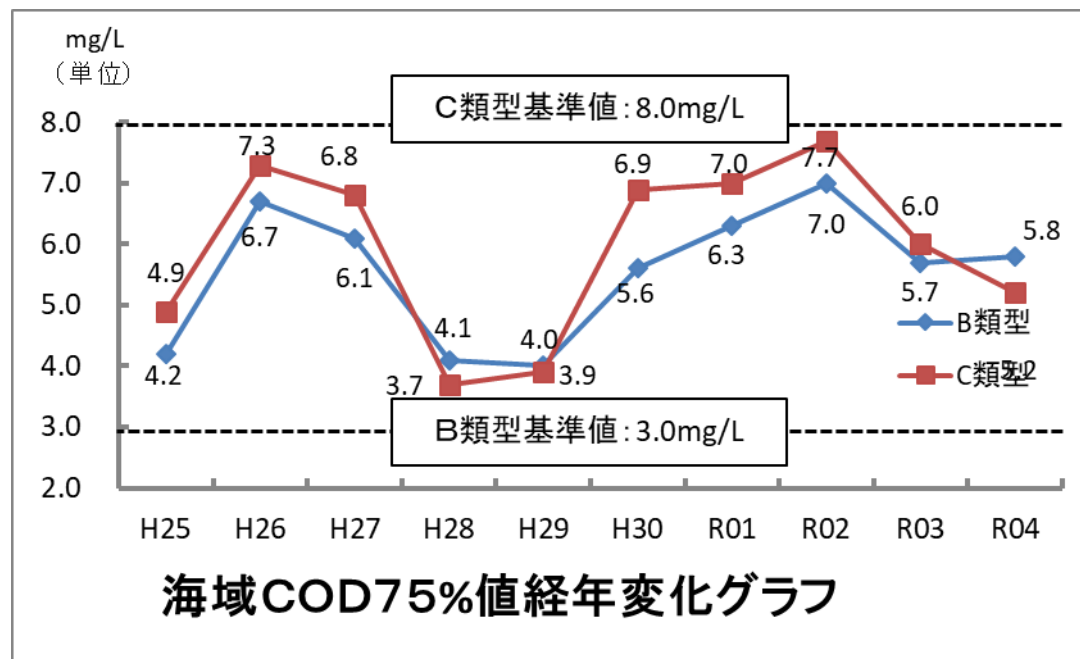
測定項目	達成状況	判定	基準等
水素イオン濃度 (pH)	2地点中0地点	△	7.0以上 8.3以下
化学的酸素要求量 (COD)	2地点中全地点	○	8 mg/L以下 (75%水質値)
溶存酸素量 (DO)	2地点中全地点	○	2 mg/L以上
全窒素	2地点中全地点	○	1 mg/L以下
全りん	2地点中全地点	○	0.09 mg/L以下

○: 期間中6回の調査において、すべて基準を満たす

△: 期間中6回の調査において、一部基準を超過

×: 期間中6回の調査において、すべて基準を超過

※CODのみ、調査結果を数値順に並べた中で、下から5番目(75%)の数値が評価基準となる(75%水質値)



指標		利用目的の適用性等	BOD・COD
●	きれい	水道水、海水浴場	3mg/L 以下
●	ややよごれている	コイ・フナの生息、のりの養殖等	5mg/L 以下
●	よごれている	悪臭の発生限界(川、湖沼)	10mg/L 以下
●	非常によごれている		10mg/L 以上



## 環境ひとくちメモ

### 【健康項目】

人の健康に係わる被害を生ずるおそれがある物質として、カドミウム、全シアン、鉛等の27項目が定められています。

### 【生活環境項目】

水の汚濁状態を示す項目として、水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）等の9項目が定められています。

### 【BOD(Biochemical Oxygen Demand:生物化学的酸素要求量)】

河川などでの水の汚れの程度を表すもので、汚れ（有機物）が微生物によって分解（酸化）されるときに使われる酸素量をいい、数値が大きくなるほど汚れが増すことを示します。

魚には5mg/L以下が望ましく、20mg/L以上ではほとんどの魚は生息できません。

### 【COD(Chemical Oxygen Demand:化学的酸素要求量)】

湖沼、海などでの水の汚れの程度を表すもので、汚れ（有機物）が化学的に酸化されるときに使われる酸素量をいい、数値が大きくなるほど汚れが増すことを示します。

### 【75%水質値】

公共用水域の水質を示す方法として、BODなどの生活環境項目の環境基準に対する適合性の判断方法として、通常の状態（低水流量以上の状態）の最高値に相当する水質である75%水質値が用いられています。これは年間を通して4分の3の日数はその値を超えない水質レベルを示すもので、全データを値の小さいものから並べ、 $0.75 \times n$ 番目（ $n$ はデータ数）の値を75%水質値とします。

### (3) 騒音・振動・悪臭の防止

騒音・振動・悪臭は、私たちの生活に最も身近な公害の一つで、発生源も工場や建設作業場、自動車、一般家庭に至るまでさまざまです。

令和4年度の苦情件数は、騒音11件、振動1件、悪臭16件となっています。

騒音・振動・悪臭は感覚公害といわれ、同じ音や振るえ、臭いでも、気になるという人もいれば、気にならないという人もいるなど極めて心理的、感覚的な面をもっており、またそのときの心理状態や環境により感じ方も変わってくるので、対応に苦慮しているのが現状です。

工業・畜産業・農業ともに盛んな本市では、多様な発生源を有しているため、感覚公害による苦情は例年数多く寄せられます。

#### ア 騒音の監視体制

自動車交通騒音調査は、平成23年度まで市内3カ所の道路沿線（国道16号、国道409号、主要地方道千葉鴨川線）で実施していましたが、平成24年度からは、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、これまでの調査に代わり、自動車騒音常時監視を実施しています。

自動車騒音常時監視は、原則、2車線以上の車線を有する高速自動車道、一般国道、県道及び主な市道を対象に、そのうち毎年一部の路線の監視を行い、5年間で全ての路線を監視することとなっています。

令和4年度は、館山自動車道他4路線について騒音測定を実施しました。

#### イ 騒音の測定結果

単位：dB

番号	路線名	測定場所	時間区分	測定結果	環境基準	評価
1	館山自動車道	袖ヶ浦市大曾根	昼間	59	70	○
			夜間	53	65	○
2	一般国道468号(圏央道)	袖ヶ浦市上宮田	昼間	56	70	○
			夜間	50	65	○
3	主要地方道袖ヶ浦中島木更津線	袖ヶ浦市奈良輪	昼間	71	70	×
			夜間	66	65	×
4	市道代宿横田線	袖ヶ浦市岩井	昼間	66	70	○
			夜間	59	65	○
5	市道今井坂戸線	袖ヶ浦市奈良輪	昼間	65	70	○
			夜間	57	65	○

※昼間の時間帯は、6時～22時、夜間の時間帯は22時～6時。

## 環境ひとくちメモ

### 【デシベル（dB）】

騒音や振動の大きさを表す単位として用いられます。

#### 音のめやす

デシベル（dB）	騒音の例
20	木の葉の触れ合う音、置き時計の秒針の音（前方1m）
30	郊外の深夜、ささやき声
40	図書館、静かな住宅地の昼
50	静かな事務所
60	静かな乗用車、普通の会話
70	騒々しい事務所内、騒々しい街頭
80	地下鉄の車内
90	大声による独唱、騒々しい工場内
100	電車が通るときのガード下
110	自動車のクラクション（前方2m）
120	飛行機のエンジンの近く

#### 振るえのめやす

デシベル（dB）	振動の例
40	常時微動
50	人体に感じない程度
60	静止している人だけに感じる
70	大勢の人に感じ、戸や障子がわずかに動く
80	家屋がゆれ、戸や障子がガタガタと音をたてる
90	家屋が激しくゆれ、座りの悪い物がゆれる

## ウ 悪臭の監視体制

工場・事業所から発生する臭気について環境の保全に関する協定により、煙突等の排出口と敷地境界の臭気濃度（臭気指数）が定められており、市では環境保全協定に基づき立入調査を実施しています。

また、臨海部に隣接する住宅地でも臭気測定を実施しています。

令和5年1月1日に北袖において発生した火災による影響を確認するため、住宅地における臭気調査を例年より多く調査しました。

### ○令和4年度臭気測定結果

#### （ア）発生源測定

事業場数	調査結果（協定に基づく臭気指数）
8事業場	1事業場超過（改善指導済み）

### (イ) 一般環境測定

	臭気濃度	特定悪臭物質濃度
調査地点数	3地点	3地点
調査結果	超過地点なし	超過項目なし

### エ 公害苦情

市民の最も身近な行政機関である市には、様々な苦情が寄せられます。市民から寄せられる苦情は、市内の環境状況を端的に反映する指標といえます。

本市の特徴として、騒音、悪臭の苦情割合が高い状況となっています。

令和4年度には合計35件の苦情があり、騒音及び悪臭がそれぞれ全体の31.4%、40.0%を占めています。

### (ア) 公害苦情件数の推移

年度	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	その他	合計
H30年度	6件 (12.0%)	4件 (8.0%)	16件 (32.0%)	2件 (4.0%)	22件 (44.0%)	0件 (0.0%)	50件 (100%)
R元年度	2件 (6.7%)	7件 (23.3%)	13件 (43.3%)	1件 (3.3%)	7件 (23.3%)	0件 (0.0%)	30件 (100%)
R2年度	14件 (43.8%)	2件 (6.2%)	9件 (28.1%)	1件 (3.1%)	6件 (18.8%)	0件 (0.0%)	32件 (100%)
R3年度	11件 (37.9%)	3件 (10.3%)	7件 (24.1%)	1件 (3.4%)	6件 (20.7%)	1件 (3.4%)	29件 (100%)
R4年度	7件 (20.0%)	2件 (5.7%)	11件 (31.4%)	1件 (2.9%)	14件 (40.0%)	0件 (0.0%)	35件 (100%)

※「その他」…光害、土砂の散乱 など

### (イ) 令和4年度公害苦情の地域別内訳

地区名	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	その他	合計
昭和地区	2		3		4		9
長浦地区	3		4		7		16
根形地区	1				3		4
平岡地区	1	2	3				6
中富地区			1	1			2
臨海地区							0
合計	7	2	11	1	14		37

#### 野外での焼却行為は禁止されています。

- 慣習行事等の一定の例外を除いて野外での焼却行為は法律で禁止されています。
- 構造基準に適した焼却炉以外で廃棄物を焼却することはできません。

## (4) 有害化学物質・放射性物質への対策

私たちの身の回りには、プラスチック、塗料、合成洗剤、殺虫剤、医薬品、化粧品、農薬等の数多くの製品があふれていますが、これらは全て様々な化学物質により成り立っています。

市では、ダイオキシン類などの有害化学物質のほか、平成23年3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質による環境の汚染状況を確認するため、大気中の放射線量や河川の水質中の放射性物質の測定を行っています。

大気中の放射線量の測定において、一定の基準（0.23マイクロシーベルト/時）を超えた場合には、除染などの対策を行っています。

### ア 大気中の放射線量

学校、公園等の大気中の放射線量を継続して測定することにより、環境放射能の監視を行っています。

測定は平成23年6月から実施し、平成23年8月以降、全ての測定場所で基準値（0.23マイクロシーベルト/時）を下回ることを確認しています。

なお、平成25年度以降は基準値のほぼ半分以下の値で推移し、大きな変動も見られないことから、令和2年5月から監視体制を見直し、10箇所の地点において年4回の測定を行っています。



○大気中の放射線量（地上高 50 cm） 単位：マイクロシーベルト/時

測定場所		92回目 5/26	93回目 8/23	94回目 11/11	95回目 2/16
小学校	昭和小学校	0.08	0.07	0.09	0.08
	奈良輪小学校	0.08	0.06	0.08	0.07
	蔵波小学校	0.06	0.05	0.08	0.05
	長浦小学校	0.07	0.08	0.08	0.07
	根形小学校	0.07	0.07	0.06	0.08
	中川小学校	0.06	0.06	0.06	0.05
	平岡小学校	0.07	0.07	0.07	0.06
	幽谷分校	0.08	0.08	0.07	0.09
公園	百目木公園	0.03	0.03	0.04	0.04
	袖ヶ浦公園	0.04	0.04	0.04	0.04

### イ 公共用水域の放射性物質

浮戸川（飯富橋）、松川（花川橋）、久保田川（不渡堰付近）、槍水川（槍水橋）、常盤川（常盤橋）、蔵波川（上蔵波）の6つの河川では、いずれも不検出（放射性セシウム濃度1ベクレル/リットル未満）でした。

### ◆放射線と放射能

- ほとんどの元素は、安定な状態で原子や分子として存在しています。
- わずかに存在する不安定な原子は、粒子(原子よりも小さな粒)や電磁波(電子レンジのマイクロ波のようなもの)を放出して、徐々に安定な原子に変わっていきます。このときに放出する粒子や電磁波が「放射線」です。
- 放射線を出す物質を「放射性物質」、放射性物質が放射線を出す能力を「放射能」と呼びます。

電灯にたとえると・・・

「放射性物質」が電球、「放射線」が光線



放射線のイメージ

### ◆放射線や放射能を表す単位

- 放射能の強さや放射線の影響を表すには、「ベクレル」や「シーベルト」という単位が使われます。

**ベクレル(Bq):**  
物質中の放射性物質がもつ放射能の強さを表す単位

1秒間に1つの原子核が崩壊して放射線を放つ放射能 = 1ベクレル

**シーベルト(Sv):**  
人が受けた放射線の健康への影響を表す単位

放射線の種類によって影響の大きさが異なる。

1時間当たりか、1日当たりか、1年当たりかなどに注意する。

$$1 \text{ Sv} = 1,000 \text{ mSv} = 1,000,000 \text{ } \mu\text{Sv}$$

(ミリシーベルト)                      (マイクロシーベルト)

※当ページは、農林水産省作成資料より引用



## 3-3. 地球温暖化対策 ～地球環境を思いやるまち～

### (1) 再生可能エネルギー等の活用

本市では、住宅用の脱炭素設備を導入する方に補助金を交付し、家庭生活に起因する温室効果ガスの排出抑制に取り組んでいます。

また、事業用太陽光発電設備の導入における近隣トラブルなどのリスクが懸念されるため、「袖ヶ浦市太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドライン」により、事業者による適正な設置や管理を促しています。

#### ア 燃料電池システム（エネファーム）

燃料電池システム（エネファーム）は、ガスと空気から電気を作り、その熱でお湯を沸かす、エネルギー効率の高い家庭用のシステムです。

本市では、地球温暖化の防止並びに家庭におけるエネルギー利用の効率化を推進するため、平成25年度の10月から住宅用燃料電池システムを設置する方に対し、補助金を交付しています。

##### 〔燃料電池システム（エネファーム）設置補助金 年度別交付件数〕

年度	H27まで	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
件数	101	77	71	56	30	19	10	15

#### イ 定置用リチウムイオン蓄電システム（蓄電池）

定置用リチウムイオン蓄電システムは、主に太陽光発電システムで余剰に発電した電力をためて、昼の電力需要ピーク時や災害時に使用できるシステムです。

本市では、平成27年度から定置用リチウムイオン蓄電システムを設置する方に対し、補助金を交付しています。

##### 〔定置用リチウムイオン蓄電システム設置補助金 年度別交付件数〕

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
件数	24	20	20	28	61	77	66	73

#### ウ 窓の断熱改修

建物の窓は、夏場の熱の流入や、冬の熱の流出の主な要因であるため、窓を断熱改修することで、冷暖房の効率が上がり、省エネ効果につながります。

本市では、令和3年度から既存住宅の窓を断熱窓に改修する方に対し、補助金を交付しています。

##### 〔窓の断熱改修 年度別交付件数〕

年度	R3	R4
件数	1	6

## エ 電気自動車・V2H充放電設備

電気自動車は、走行時に二酸化炭素を排出しないため、太陽光発電などの自然エネルギーから電源を得ることで、地球温暖化対策を進めることとなります。

また、V2H充放電設備は、平常時に太陽光発電設備からの電気を電気自動車に利用できるほか、災害時に電気自動車に蓄えた電力を住宅で使用できる設備です。

本市では、電気自動車の購入及びV2H充放電設備の設置に対する補助金を、令和4年度から開始しました。

〔電気自動車 年度別交付件数〕

年度	R4
件数	8

〔V2H充放電設備 年度別交付件数〕

年度	R4
件数	2

## オ 住宅用太陽光発電システム

太陽光を利用して電気を発生させる太陽光発電システムは、環境にやさしい経済的な発電システムです。

本市では、平成20年度から令和3年にかけて住宅用太陽光発電システムを設置する方に対し、補助金を交付していましたが、広く普及し、補助制度の役割を果たしたことから、太陽光発電システムに対する補助金は廃止し、現在は、蓄電池や電気自動車等に対する補助金交付の際に、太陽光発電システムの設置を条件としています。

〔太陽光発電システム設置補助金 年度別交付件数(令和3年終了)〕

年度	H28まで	H29	H30	R1	R2	R3	累計
件数	738	19	24	19	17	17	834

## (2) 省エネルギーの推進

省エネルギー対策は、持続可能な発展を構成する「持続可能なエネルギー」システムにおいて必須な事項となっています。あらゆる分野で単なる節約ではなく、エネルギー利用機器の効率を飛躍的に高め、社会全体のエネルギー総需要を削減していくことが必要です。

そのため、省エネルギー対策に関する情報を発信し、意識啓発を行うとともに、省エネルギー性能の高い設備や機器の導入、住宅の高断熱化等によりエネルギーの消費効率を向上させること、環境家計簿をつけること、環境に配慮した製品に関する情報提供等を実践することなどにより、あらゆる主体でエネルギー消費を大幅に減少させる取組を進めていくことが必要となります。また、市自らが率先して省エネルギー設備を導入し、推進する姿勢が求められます。

### (3) 温室効果ガスの削減

市では、地球温暖化防止のために、袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画により、節電の実施や燃料使用量の削減など、ソフト面から省エネルギーの取り組みを進めています。又、本市は、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく特定事業者の指定を受けており、22年度以降、年平均1パーセント以上のエネルギー使用量の削減をハード面で実施するため、設備更新時の省エネルギー機器への交換などによるエネルギー使用量の削減に努めています。

#### 〔年度別温室効果ガス総排出量〕

(単位:t-CO2)

年度	H27 (基準値)	H29	H30	R1	R2	R3	R4
温室効果ガス 総排出量	10,144	10,374	10,494	8,998	7,800	7,553	7,606
基準年度に対 する増減率	—	+2.26%	+3.45%	-11.3%	-23.1%	-25.5%	-25.0%

### (4) 気候変動による影響への適応策の推進

今後、世界の平均気温は上昇し、21世紀末に向けて気候変動の影響のリスクが高くなると予測されています。温室効果ガスの排出量を抑制すること以外にも、既に現れている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響に対する適応も同時に進めていく必要があります。

本市においては、熱中症の発症のおそれが高くなると予想される日に、市民に対し注意喚起のメールを配信する取り組みや、ポスターの掲示等を通してクールビズの周知を図るとともに、庁内においてもクールビズを実践しています。

また、千葉県においては気候変動適応法の施行に先行して「千葉県の気候変動影響と適応の取組方針」を策定しており、適応策の一つとして、公共施設を利用して涼しさを共有するクールシェアの実践等が挙げられていますが、公共施設をクールシェアの場とすることにより、公共施設単位での温室効果ガス排出の削減が困難となるといった課題も新たに発生しています。

## 3-4. 廃棄物対策 ～環境にやさしい循環型社会を形成するまち～

### 一般廃棄物処理基本計画におけるごみ処理の基本方針

#### 基本方針1 市民・地域・事業者・行政の協働による循環型社会づくりの推進

市民や事業者は、ごみ減量化・再資源化についての意義や取り組みについて、正しい認識を持ってきていることから次のステップとして実践に移し、行政は、様々な機会を通じて市民・事業者への環境学習や啓発を行うとともに、地域との協働による再資源化やごみ排出ルールの徹底に取り組みます。

#### 基本方針2 3R型ライフスタイルの推進

市民は、ごみを出さない取り組み、物を大切にし、繰り返し利用できるものは再利用する取り組み、それでも出てしまったごみは資源として再生利用するという3R型ライフスタイルを心掛けて生活します。

地域は、3R型ライフスタイルに係る活動に積極的に参加し、リサイクル等を推進します。

事業者は、長期使用が可能な質の高い製品を供給するとともに、リサイクル等を徹底します。

行政は、資源回収自治会事業等のリサイクル等への取り組み等を推進するとともに、市民・地域・事業者の3R活動への支援に取り組みます。

#### 基本方針3 廃棄物の適正な循環利用と不法投棄・不適正処理対策の強化

安定・継続性に優れた従来のごみ処理システム（収集運搬・再資源化・中間処理・最終処分）を継続しつつ、更なる資源循環に優れ、震災等を考慮したごみ処理システムの構築に取り組みます。

また、不法投棄・不適正処理を撲滅するため、市民・地域・事業者と協力し、パトロール等を実施するとともに、断固たるメッセージを発信し続けます。

### 環境ひとくちメモ

#### 【3Rとは】

3Rとは、リデュース(Reduce)、リユース(Reuse)、リサイクル(Recycle)の3つの循環的利用の総称です。

リデュースとは、省資源化や長寿命化により、廃棄物等の発生自体を抑制すること。

リユースとは、使用された製品等を、形状を維持したまま再び使用すること。

リサイクルとは、使用された製品等を再資源化し、新たな製品の原材料として利用することです。

## (1) 3R活動等による廃棄物の減量化・資源化

これまで、3Rの取組進展や各種リサイクル法等の法的基盤整備等により最終処分量の削減が実現されてきた一方、今後、世界規模で資源制約が強まると予想されることから、循環型社会の形成に向けて、廃棄物の減量化・リサイクルの推進に加え、廃棄物等を貴重なエネルギーや資源と捉えることで、天然資源の消費抑制を図る必要性が生じています。

### ア 資源回収

市では、ごみステーションでの資源物収集のほかに、住民の自主的なごみ資源化活動を促進しています。

#### ○資源回収自治会事業（自治会回収）

資源回収活動の活性化のため、自治会を通じて、より多くの市民が資源回収に参加できるよう、資源回収自治会事業を平成5年10月から実施しています。

この事業では、空き缶(アルミ、スチール)、ガラスびん(無色、茶色、他の色)、古紙(新聞、雑誌、ダンボール、雑がみ、紙パック)、古布類、ペットボトル、廃食用油の資源物を各家庭で分別して、週1回自治会内に設置する資源回収場所に排出していただき、市の委託業者が回収しています。

また、事業に参加する自治会には、行政と市民の連携を図るため、廃棄物減量等推進員を1名委嘱し、資源の分別指導や、回収場所の管理等を行うことで資源回収事業の実効性を高めています。

#### ○資源回収活動推進助成金交付事業（団体回収）

市民のごみ処理に対する認識を高めるとともに、ごみの資源化及び減量化を促進するため、資源回収活動を実施した自治会、PTA、子供会、婦人会等の団体に対し、収集した資源の量に応じて1kg当たり4円の助成金を交付する資源回収活動推進助成金交付制度を、昭和61年度から設けています。

### 資源回収の推移

区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
自治会回収 参加自治会数	115	114	113	113	114
自治会回収量 (トン)	1,374	1,325	1,353	1,380	1,318
団体回収量 (トン)	746	707	499	534	537
資源回収合計 (トン)	2,120	2,032	1,852	1,914	1,855
助成金(千円)	8,564	8,132	7,393	7,632	7,463

## イ 使用済み小型家電リサイクル制度

小型家電に含まれる鉄、アルミ、金、銀、銅、レアメタルといった有用な金属資源の循環的利用を図るため、対象となる使用済み小型家電13品目を選別し、適正なリサイクルを実施する認定事業者へ引き渡す使用済み小型家電リサイクル制度を平成26年10月から実施しています。

### 【使用済み小型家電の出し方】

- ピックアップ回収 燃せないごみの指定袋に入れてごみステーションに出してください。ただし、「携帯電話端末・PHS 端末、パソコン」、「補助記憶装置」は個人情報保護のため、ピックアップ回収の対象外です。
- ボックス回収（無料） 市役所北庁舎1回エレベーター前、長浦公民館1階ロビー、平川公民館1階ロビーに設置された専用の回収ボックスに入れてください。なお、投入できる小型家電の大きさには制限があります。
- 持ち込み回収（無料） クリーンセンターに持ち込んでください。
- イベント回収（無料） 公民館まつりなどのイベントにて市が直接回収します。

### 【対象品目】

No.	対象品目
1	携帯電話端末・PHS 端末、パソコン ※ごみステーションでは回収できません
2	電話機、ファクシミリ
3	ラジオ
4	デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ
5	映像用機器（DVDプレイヤー、ビデオテープレコーダーなど）
6	音響機器（CDプレイヤー、ICレコーダー、補聴器など）
7	補助記憶装置（ハードディスクなど） ※ごみステーションでは回収できません
8	電子書籍端末
9	電子辞書、電卓
10	理容用機器（ドライヤー、電動歯ブラシなど）
11	ゲーム機（据置型、携帯型ゲーム機など）
12	カー用品（カーナビ、カーオーディオなど）
13	これらの付属品（リモコン、ACアダプタなど）

### 使用済み小型家電回収量の推移

単位:トン

区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
使用済み小型家電	39	50	41	42	36

## ウ 生ごみ肥料化容器等購入設置助成金制度

生ごみは、通常「燃せるごみ」として処理していますが、水分含有率が高く燃焼効率が悪いので、処理するには環境に多大な負荷がかかります。

本市では各家庭で生ごみを自家処理し、ごみの減量化を図ることができる生ごみ肥料化容器の普及を推進するため、助成金交付制度を実施しています。

現在は、様々な生ごみの自家処理方法が確立されていますので、生ごみの自家処理に挑戦してみたい方は、お気軽にクリーンセンターにご相談ください。

### 生ごみ肥料化容器等購入設置助成金の実績

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
生ごみ肥料化容器 助成基数	4	5	7	37	27
生ごみ肥料化容器 助成金額（円）	5,100	10,100	18,700	80,300	47,000
機械式生ごみ処理機 助成基数	8	11	22	34	28
機械式生ごみ処理機 助成金額（円）	158,000	225,400	363,300	637,100	584,500

## エ ごみ減量化・資源化協力店制度

簡易包装の推進や買い物袋の持参運動など、ごみの減量化・資源化に積極的に取り組んでいる販売店を「ごみ減量化・資源化協力店」として認定することによって、消費者と販売店との相互協力によるごみ減量化・資源化運動を促進しようとするもので、平成7年10月から実施しています。

## オ 剪定枝粉碎機の貸し出し

家庭や事業所の生垣などの剪定枝を自家処理していただき、ごみの減量化を図ることを目的として、剪定枝の粉碎機の貸し出しを行っています。

剪定枝を粉碎してできたウッドチップは肥料や、ガーデニングのマルチング、庭の敷材等に利用し、ごみの資源化・減量化を図ることができます。

## カ 雑がみ回収ボックスの設置

紙類は、本市の家庭から出るごみの中でも大きな割合を占めています。

燃せるごみとして捨てられている「雑がみ」を分別・リサイクルすることにより、ごみの量を大幅に減らすことができます。

市では、可燃ごみとして捨てられている「雑がみ」の削減及び資源化の推進のため、雑紙回収ボックスを市役所北庁舎1階エレベーター前、平川公民館1階ロビーに設置しています。来庁された方はどなたでもお使いいただけるようになっておりますので、紙類の減量化・資源化にご協力ください。



## キ 子ども服リユースの実施

布類は、紙類と同様に家庭から出るごみの中でも大きな割合を占めています。

市では、ごみの減量化・資源化を推進するため、子ども服等のリユースイベント「ガウラの古着屋さん」を期間限定で開催いたしました。

今後も布類の減量化・資源化を推進するため、イベントを開催して参ります。

### ○開催概要

開催期間（全3回実施）

（第1回）令和4年 6月13日～24日

（第2回） 10月29日、30日 ※市民会館まつりに出店

（第3回）令和5年 2月13日～24日

開催場所 袖ヶ浦クリーンセンター 2階（第1回・第3回）

市民会館 2階（第2回）

来場者数 1,076名（全3回の合計）

持ち帰り点数 9,135点

寄贈者数 344名

寄贈点数 8,387点



## ク リサイクル率

令和4年度に袖ヶ浦市で発生した資源回収事業を含むごみ及び資源物の総量21,362トンのうち、資源回収事業により直接リサイクルされたものが1,855トン、クリーンセンターで分別後リサイクルされたものが1,523トン、KCSにて生成したメタル及びスラグが1,964トン、合計5,342トンがリサイクルされ、総排出量に対するリサイクル率は25.0%となりました。

### ごみ総排出量に対するリサイクルの割合

単位：%

年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
リサイクル率	25.6%	26.0%	26.7%	25.6%	25.0%



### 3 R型ライフスタイルのポイント

ごみや資源を取り巻く課題に理解と関心を深め、生活の一部として3R【リデュース(Reduce)、リユース(Reuse)、リサイクル(Recycle)】に取り組み、ごみを出さない生活を目指す3R型ライフスタイルへの転換を図りましょう。

#### ①ごみを出さない生活を心がけましょう

- 買った食材を使い切ることや、食べ残しを減らす食生活を目指しましょう。
- 使い捨て商品や過剰包装のものは、なるべく買わないようにしましょう。
- 買い物袋を持参し、レジ袋を買わないようにしましょう。
- マイボトルの使用や、詰め替え商品の購入により容器包装を削減しましょう。
- 長く使えるものを買ひ、修理して使うなど、ものを大切にしましょう。
- 捨てる前に、リユースや修理して使えないか検討しましょう。
- 再生素材を利用した製品や再利用可能な商品を積極的に購入しましょう。
- ものを修理してくれる事業者や環境に配慮した売り方をする事業者を積極的に利用し、支援しましょう。

#### ②不用物は資源化を図りましょう

- 紙ごみは、できる限り資源物として排出しましょう。
- 地域や学校で資源回収を積極的に行いましょう。
- 生ごみ肥料化容器等の利用により、生ごみの堆肥化に努めましょう。

#### ③ごみは適正に処分しましょう

- ごみ出しのルールを順守しましょう。
- 無許可の不用品回収業者は、回収後の不用品が、適正に処理されない可能性があるため、利用してはいけません。
- 利用するごみステーションはお互いが協力して清潔に維持管理しましょう。
- ごみの自家焼却、野焼き行為、不法投棄は絶対に行いません。
- 地域での不法投棄や不適正処理がないか、市民の目でも監視しましょう。
- 自己所有地に不法投棄されないよう、日頃から見回りを行いましょう。

## (2) 廃棄物等の適正処理の推進

廃棄物は、日常生活によって生じるごみ、し尿及び浄化槽汚泥（家庭系一般廃棄物）と、会社や個人事業など事業活動に伴い生じる廃棄物のうち、廃プラスチック類・がれき類など（産業廃棄物）、産業廃棄物以外の事業系ごみ（事業系一般廃棄物）に大別されます。

一般廃棄物については、市の定める一般廃棄物処理計画に従い、生活環境の保全上支障が生じないうちに収集運搬し、中間処理及び最終処分することとなりますが、一般廃棄物の処理に当たっては、排出者である住民及び事業者等の協力が不可欠であるため、排出者の理解が得られるよう、処理体制の十分な周知を図ります。

また、一般廃棄物のうち、し尿及び生活雑排水については、浄化槽及び下水道等の整備状況を勘案しつつ、その衛生的な処理を確保するため、処理体制の維持等を図ります。

### 一般廃棄物排出量の推移

単位：トン

区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
家庭系ごみ	14,336	15,154	15,418	14,913	14,626
事業系ごみ	5,168	5,195	4,889	5,018	4,881
ごみ排出量	19,504	20,349	20,307	19,931	19,507
資源回収量	2,120	2,032	1,852	1,914	1,855
総排出量	21,624	22,381	22,158	21,845	21,362

#### 【君津地域広域廃棄物処理事業】

君津地域広域廃棄物処理事業とは、4市が共同でごみ処理を委託する事業であり、広域的にごみを集めることにより再生利用を容易とするとともに、ごみ焼却施設の集約化による効率的な熱回収を可能としています。また、事業の安定性・継続性、民間活力の最大限の活用との観点から、袖ヶ浦市、木更津市、君津市、富津市の4市と民間3社が出資する第3セクター方式の「株式会社かずさクリーンシステム(KCS)」を平成10年12月に設立、平成14年4月に一部供用開始し、平成18年4月からは資源物等を除き、ごみ全量の間接処理を委託しています。

本事業では、PFI手法を導入し、民間の資金、経営ノウハウ及び技術を積極的に活用するとともに、出資7者間で基本協定を締結し、役割分担・リスク対応を明文化しています。

## ア ごみの適正処理に関する制度

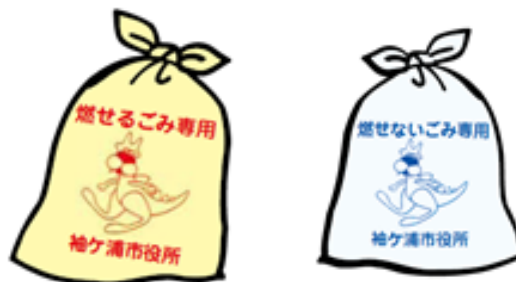
### (ア) ごみ指定袋制度

経済的な動機付けを活用したごみの減量化・資源化の促進を図るため、平成13年7月から「燃せるごみ」「燃せないごみ」の排出は、指定袋による有料化制度を導入しています。

#### 【ごみ指定袋制度の目的】

##### ○排出抑制や再生利用の推進

ごみ指定袋制度（ごみ処理の有料化）を導入することにより、費用負担を軽減しようとするインセンティブ（動機付け）が生まれ、ごみの排出量の抑制が期待できます。



##### ○費用負担の公平化の確保

ごみ排出量に応じた手数料を、ごみ指定袋を購入することにより負担していただくことで、ごみ排出量の多い排出者と、少ない排出者との費用負担の公平化を図ります。

#### ごみ指定袋の販売価格（ごみ処理手数料）

指定袋の種類	大きさ・容量	販売価格
燃せるごみ専用	20リットル	110円
	30リットル	130円
	40リットル	160円
燃せないごみ専用	20リットル	110円
	30リットル	130円
	40リットル	160円

※販売価格は10枚単位、税込価格です。

##### ○市民の意識向上

ごみ指定袋制度の導入により、ごみの排出機会や排出量に応じて費用負担が発生することになり、ごみの発生が少ない商品の選択や資源となるものを分別していくなどの意識の向上を図ります。

### (イ) 粗大ごみ有料化制度

ごみ指定袋制度と同様に、経済的な動機付けを活用したごみの減量化・資源化の促進を図るため、平成25年10月から粗大ごみ有料化制度を導入しています。

粗大ごみ（指定袋に入らない大きさのごみ。ただし、市で処理できないものは除く。）は、戸別収集（定額制）またはクリーンセンターへの持ち込み（従量制）によることで、ごみ排出量に応じた費用負担の公平化を図っています。

#### 粗大ごみ処理手数料

区分	単位	手数料
戸別収集	1品目につき	500円又は1,000円
クリーンセンター自己搬入	10キログラムにつき	100円

## イ ごみ処理の状況

市内で発生するごみは、全国的に容器包装の軽量化が進んだことや、家庭ごみの減量化・資源化の推進、また、事業所における紙等の資源物分別の徹底などにより、平成18年度をピークに減少傾向にあります。平成25年度は、粗大ごみ有料化制度開始に伴い一時的に増加し、その後、令和元年度は台風の影響により増加しましたが、近年は横ばいになっています。

### 一人1日あたりのごみ総排出量

単位：グラム

区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
袖ヶ浦市	927	930	948	933	915	890
千葉県平均	903	897	905	894	880	—
全国平均	920	918	918	901	890	—

※千葉県平均及び全国平均は、環境省「一般廃棄物処理実態調査」より引用

### (ア) ごみの収集

本市では、家庭から発生するごみについて、平成25年10月から「燃せるごみ」、「燃せないごみ」、「有害ごみ」、「資源物」、「粗大ごみ」として分類（資源物についてはさらに細分化）し、このうち「粗大ごみ」を除くものについては、約1,800箇所のごみステーションで収集しています。

また、事業所から排出される一般廃棄物は、袖ヶ浦市一般廃棄物収集運搬業許可業者への委託、又は自らが直接クリーンセンターへ持ち込む方法により搬入されます。

### 家庭ごみの分別区分と収集頻度

区分		収集場所	収集頻度
燃せるごみ		ごみステーション	週3回
燃せないごみ		ごみステーション	週1回
有害ごみ		ごみステーション	月1回（第4週）
粗大ごみ		各家庭（戸別収集）	必要の都度
		袖ヶ浦クリーンセンター（持込）	必要の都度
資源物	ガラスびん	ごみステーション	週1回
	空き缶類	ごみステーション	（同一曜日）
	ペットボトル	ごみステーション	週1回
	古布類	ごみステーション	（同一曜日）
	古紙	ごみステーション	

## ごみ出しのルール

### ◆決められた方法で出しましょう

燃せるごみ・燃せないごみは、必ず袖ヶ浦市の「指定ごみ袋」で出してください。  
また、粗大ごみを戸別収集する場合は、「粗大ごみ処理券」が必要です。

### ◆ごみステーションはきれいに使いましょう

ごみステーションは、場所を提供してくださった人や、地域で管理をしている人たちに支えられています。ごみが指定袋からあふれていたり、袋の口をきちんとしばっていないと、悪臭・散乱の原因となり、同じごみステーションを利用する近隣の方の迷惑となりますので、お互いが協力して、清潔に保つようお願いいたします。

また、必ずお住まいの地域で決められたごみステーションに出してください。

### ◆決められた収集日の朝8時までに出しましょう

収集時間は、交通事情やごみの量によって変動しますが、収集日の朝8時までに出してください。公衆衛生上、前日や夜間のごみ出しはしないでください。収集日は、お住まいの地区の「ごみカレンダー」でご確認ください。

### ◆ごみステーションに出せないごみ

#### ①引っ越しや大掃除の際、または庭木の剪定枝など一時的に出る多量のごみ

一時的に出る多量のごみは、クリーンセンターに自己搬入するか、袖ヶ浦市一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を依頼してください。

#### ②事務所、商店、飲食店などの事業所のごみ

事業所から発生するごみは家庭用のごみステーションには一切出せません。事業系一般廃棄物は市の処理施設に自己搬入するか、袖ヶ浦市一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を依頼してください。※産業廃棄物は別途適正に処理してください。

#### ③粗大ごみ

平成25年10月から、粗大ごみの処理は戸別収集又はクリーンセンターへ自己搬入となり、ごみステーションへ出すことはできません。

### 「ごみと資源物ガイドブック」のご案内

袖ヶ浦市では、ごみの分別や出し方をまとめたガイドブックを作成しており、令和2年12月に改訂版を作成しました。市のホームページでは、電子データもダウンロードできますので、ご覧いただき資源化・減量化にご協力ください。

### 「ごみカレンダー」をご利用ください

ごみをいつ出せば良いか一目でわかる「袖ヶ浦市ごみカレンダー」を配布しています。市のホームページでダウンロードもできますので、ぜひご利用ください。

ごみカレンダー配布場所：袖ヶ浦クリーンセンター、市役所環境管理課、  
平川行政センター、長浦行政センター

### (イ) ごみの処理

クリーンセンターに搬入されたごみのうち、可燃物はごみ積み替え施設に集積され、大型車両に積み替えてKCSへ搬送しています。

不燃ごみや資源物等については、市の粗大ごみ処理施設において選別・破碎を行っています。

令和4年度は、18,268トンを経済処理するとともに、資源物1,523トンを利用しました。

また、KCSでは、溶融処理により生成されるメタル300トン、スラグ1,664トンを利用し、処理により発生する溶融飛灰616トンは、民間最終処分場にて埋立処分しました。

#### KCSにおけるごみ焼却量、溶融生成物及び溶融飛灰発生量(本市分) 単位:トン

区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
ごみ焼却量	18,344	19,207	19,028	18,938	18,268
メタル発生量	378	424	756	425	300
スラグ発生量	1,654	1,868	1,808	1,728	1,664
溶融飛灰発生量	677	698	759	697	616

※し尿処理施設から発生する脱水汚泥の量を含む

### (ウ) ごみのリサイクル(再掲)

令和4年度に袖ヶ浦市で発生した資源回収事業を含むごみ及び資源物の総量21,362トンのうち、資源回収事業により直接リサイクルされたものが1,855トン、クリーンセンターで分別後リサイクルされたものが1,523トン、KCSにて生成したメタル及びスラグが1,964トン、合計5,342トンがリサイクルされ、総排出量に対するリサイクル率は25.0%となりました。

#### ごみ総排出量に対するリサイクルの割合 単位:%

年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
リサイクル率	25.6%	26.0%	26.7%	25.6%	25.0%

### (エ) ごみ処理の費用

令和4年度における本市における1トン当たりのごみ処理費用(ごみ収集委託、粗大ごみ戸別収集委託、ごみ処理施設等運転管理費、KCS中間処理委託費、最終処分委託費)は、約49,900円となり、市民一人当たりで換算すると年間約14,800円の費用がかかっています。

## ウ 生活排水処理の状況

市内で発生するし尿及び生活雑排水は、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽（し尿のみ）などで処理されています。

し尿及び浄化槽汚泥は、市のし尿等積み替え施設にてきょう雑物除去等前処理し、希釈処理を行い、袖ヶ浦市下水道終末処理場へ投入しています。

し尿等積み替え施設で発生したきょう雑物及び脱水汚泥は、定期的にかずさクリーンシステムへ搬出し、ごみ処理と併せて再資源化処理（溶融スラグ化）を行い、発生した沈砂等は、袖ヶ浦クリーンセンター一般廃棄物最終処分場に搬入しています。

### (ア) し尿等の処理状況

し尿及び浄化槽汚泥の処理量は、以下のとおりです。

#### し尿等の排出量

単位: キロリットル

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
生し尿処理量	1,375	1,432	2,061	2,113	1,473
浄化槽汚泥処理量	9,838	9,893	10,120	10,297	10,534
合 計	11,213	11,325	12,181	12,410	11,997

### (イ) 浄化槽設置状況

浄化槽は、単独処理（し尿だけを単独で処理する浄化槽）と合併処理（し尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽）に分けられ、公共下水道や農業集落排水と併せて、生活排水の処理を行い、公共用水域の水質汚濁防止を図っています。なお、浄化槽法等の改正により、平成13年度から単独浄化槽が設置できなくなりました。

#### 浄化槽設置基数

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
合併処理浄化槽	120	141	129	145	138

### (ウ) 合併処理浄化槽設置補助事業

し尿と雑排水を合わせて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するとともに、公共用水域の水質汚濁防止を図るため、合併浄化槽設置補助金制度を平成3年4月から開始しました。

補助対象となるのは、単独浄化槽あるいは汲み取り便所から合併浄化槽への転換、または高度処置型合併処理浄化槽の新規設置です。

また、補助対象区域は、下水道認可区域、農業集落排水処理計画区域及び工業専用地域等を除く地域が対象となります。

## 合併処理浄化槽設置補助実績

	H30年度まで	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
補助基数	1,109	21	20	25	18
補助金額（千円）	497,104	7,020	6,606	8,424	6,018

## (エ) 生活排水処理施設設置補助事業

住宅の周辺に放流先がなく、生活雑排水を地下浸透させている地域においても、快適な住環境の整備及び地下水の汚濁の防止を図るため、蒸発拡散装置等の設置者を対象とした生活排水処理施設設置補助金制度を平成4年4月から実施しています。

補助対象区域は、下水道認可区域、農業集落排水処理計画区域並びに工業専用地域及び準工業地帯等を除く地域が対象となります。

## 生活排水処理施設設置補助実績

	H30年度まで	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
補助基数	111	2	0	0	0
補助金額（千円）	22,110	400	0	0	0

## エ 産業廃棄物

産業廃棄物とは、事業活動に伴って排出される廃棄物のうち法律で定められた20種類の廃棄物のことです。このうち、特に管理の必要なものを特別管理産業廃棄物と定めています。

産業廃棄物の処理責任は排出事業者にあります。したがって、その処理は排出事業者が自ら実施するか、産業廃棄物処理業の許可を有する処理業者に委託して実施しなければなりません。

産業廃棄物は、その処理に特別な技術を要することが多いため、廃棄物の種類に応じて分別・収集運搬・中間処理・最終処分(埋立)の各処理段階において基準が設けられています。

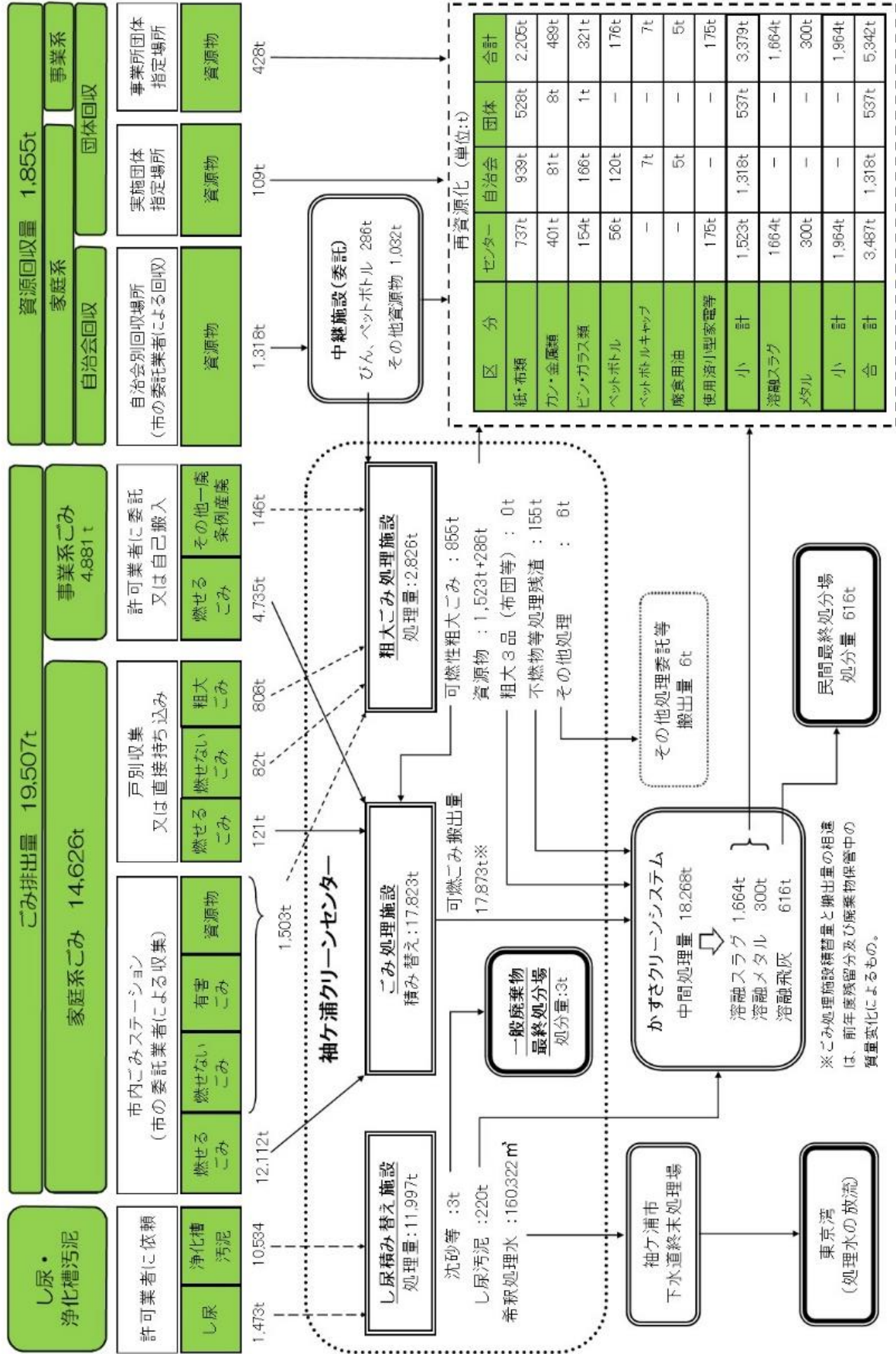
また、産業廃棄物のうち、廃油・金属くず・廃材等は資源の有効利用のため再生又は他製品の原材料の一部として積極的に再生利用されています。

## オ その他廃棄物等の適正処理について

市では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、一般廃棄物については市が、産業廃棄物については排出事業者と処理業者が廃棄物の処理を適正に行うよう徹底を図る必要があります。そのため情報発信や必要な対策を行うほか、老朽化している廃棄物処理施設の適切な更新や広域処理体制の構築に向けた検討を行う必要があります。



# 令和4年度 ごみ及びし尿処理フロー



※ごみ処理施設積替量と搬出量の相違は、前年度残留分及び廃棄物保管中の質量変化によるもの。

### (3) 廃棄物の不法投棄・ポイ捨てへの対策

廃棄物は家庭ごみから産業廃棄物まで多種多様であり、それぞれに適正な処分方法が定められていますが、不法投棄する行為が後を絶ちません。

廃棄物等の不法投棄は、水質や土壌の汚染等を引き起こすだけではなく、人や動植物に深刻な影響を与えることがある重大な犯罪です。

また、廃棄物等のポイ捨ては、自然界に蓄積し、マイクロプラスチックとなり、海洋汚染の大きな要因となっています。

市では、ポイ捨てや不法投棄対策として、環境美化推進員や不法投棄監視員を委嘱し活動を行っていただくとともに、日々のパトロールや監視カメラの設置により監視強化を図っており、不法投棄が発生した場合には、警察の協力を仰いで行為者の調査を行っています。

なお、不法投棄は行為者が特定されれば早急に撤去するよう指導していますが、行為者が判明しない場合には土地を管理すべき土地所有者に責任と費用負担が及びます。

#### 不法投棄を防ぐために

不法投棄は悪質巧妙化し、予想もしなかった場所に投棄されることがあります。行為者の特定も難しいため、自らの土地に不法投棄されないよう、以下の事を心がけてください。

- ①遊休地は定期的に見回り、草刈や柵を設置し、荒らさないようにする。
- ②道路が整備され、夜間の人通りが少ない場所は、住宅地でも特に注意する。
- ③資材置場などあいまいな用途で、安易に土地を貸さない。
- ④土地を貸す際は、不明な点や必要な手続きは行っているのか等の確認を書面で行う。

※ 不法投棄を放置しているとさらに悪化するおそれがあるため、早めの対応が重要です。発見したらすみやかに通報してください。

## (4) 建設発生土・再生土への対策

首都圏では、都市化の進行や再開発に伴い各種の公共事業や民間工事が展開され、多くの建設残土が発生しています。

本市は、東京湾に面するという地理的特性を有しているため、都心部の建設発生土が土砂運搬船により、東京都や神奈川県から本市の臨海部に運ばれてきます。

また、東京湾アクアラインや館山自動車道等を利用すると、都心から1時間程度で行くことができるアクセスの良さから、市内の半分以上を占める台地・丘陵地帯の山林や谷地形の遊休地等に大量の建設発生土が埋め立てられています。

市では、汚染土壌による埋立てや崩落等の災害を防止するため、平成10年に「袖ヶ浦市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」を施行し、市内で300平方メートル以上3,000平方メートル未満の土地への土砂等の埋立て行為もしくは一時たい積行為を行う場合には事前に許可（3,000平方メートル以上は県許可）が必要となっています。

条例では、埋立て行為等を行う場合には、有害物質が含まれていないか発生元で事前に調査することや、崩落等の危険性がないか埋立ての構造を書面で提出することとなっています。

また、無許可埋立てや汚染土壌の持込がないように、市では警察OBを土砂等対策指導員として採用し、市内のパトロールを実施しています。



### ○ 土砂等埋立て事業許可件数

年度	市許可(小規模埋立て)		県許可(特定事業)	
	埋立て事業	一時たい積	埋立て事業	一時たい積
H30年度	3件	7件	0件	0件
R元年度	4件	6件	2件	0件
R2年度	4件	7件	4件	0件
R3年度	9件	6件	1件	0件
R4年度	13件	6件	2件	1件

### 違法埋立て行為を防ぐために

土砂等の埋立て行為は適正に実施されればよいのですが、無許可で埋め立てる、産業廃棄物を混ぜるなど不適正な土砂を持ち込む、許可量を大幅に超えて埋め立てるなど、悪質な事例が発生することがあります。

一度埋立て行為が行われた土砂は簡単に撤去できず、土砂が雨水の流れを止めてしまう、隣接地まで土砂が流出するなど大きな問題となる場合があります。

近年では、遊休農地等に目をつけた事業者などが、言葉巧みに埋立て行為の話を持ちかけてくるケースが多発しています。

埋立て行為に同意する場合は、自分の土地がどのように埋め立てられるのか申請内容を確認するとともに、許可後も作業を定期的に監視することが必要です。

## 3-5. 環境啓発 ～市民参加による環境保全活動を推進するまち～

### (1) 環境に関する情報発信

市では、環境調査等の調査結果を積極的に公表するとともに、イベントなどを通して環境情報の提供等の啓発活動を継続的に実施しています。

環境問題を解決するためには、様々な環境に関する情報から判断することが重要であることから、市民や事業者が自主的に行動できるよう、市は環境に関する情報の提供を進めていく必要があります。

### (2) 環境学習・環境教育の推進

本市では、持続可能な社会づくりに向けて、幅広い世代や多くの環境項目に関する環境学習や環境教育の機会が提供され、また、持続可能な社会の実現に向けて行動を変革するため、環境、社会、経済との関わりを盛り込んだ環境学習が推進されていることを目指しています。

令和4年度は、市民会館まつりにおいて環境啓発活動を実施し、また、「自然散策会」を2回、「暮らしと環境を考える講座」を4回開催し、多くの方々に参加していただいています。

#### 「第1回自然散策会」

とき 11月20日  
場所 しいのもり  
参加者 30名

#### 「第2回自然散策会」

とき 3月19日  
場所 しいのもり  
参加者 27名



#### 「袖ヶ浦クリーンセンター 施設見学」

視察団体 8団体  
延べ人数 436人



#### 「暮らしと環境を考える講座」

第1回 2月 4日 16名  
第2回 2月18日 16名  
第3回 2月25日 14名  
第4回 3月 4日 14名



### (3) 協働による環境保全活動の推進

本市では、地域の環境美化を目的とした市内一斉清掃や臨海地区清掃等を実施するとともに、PTA活動と自治会による資源回収活動等を実施しています。

臨海地区清掃は、臨海地区の企業の皆様の協力により令和4年度は年3回、道路周辺の清掃を実施しました。

市内一斉清掃は、市民のみなさんにより、5月及び9月に、市内全域を対象として道路、公園、ごみステーション周辺等の清掃を実施しました。

#### 「臨海地区清掃」

とき 6月15日、11月16日  
2月15日

場所 臨海地区

参加団体 延べ258事業所

ごみ収集量 2.73t



#### 「市内一斉清掃」

とき 5月29日

9月25日

場所 市内全域

参加者 延べ30,000人

ごみ収集量 62.18t

### (4) 市民等による環境保全活動への支援

市の環境を守り育てるためには、豊かな感受性を持ち、解決に向けた力を身に付けた主体的に行動できる人材の育成が重要です。そのためには、環境学習等の一人ひとりが環境に対する意識を育む活動をより一層支援する必要があります。

#### 「袖ヶ浦・長浦駅周辺ポイ捨て防止活動」

とき 10月21日

場所 長浦駅周辺

参加者 97人

ごみ収集量 10kg

※袖ヶ浦駅周辺は7月に予定したが、雨天により中止した。



## 3-6. 環境保全のための分野横断的な施策

### (1) 持続可能な社会を築くネットワークづくり

市の環境を守り育てるためには、豊かな感受性を持ち、解決に向けた力を身に付け、主体的に行動できる人材の育成が重要です。

そのためには、活動したい人や団体と活動とを結びつける情報ネットワークを活用し、環境に関する多様な人材を把握する必要があります。

### (2) 災害時等における環境問題への対応

地震、風水害等の災害の発生は、様々な被害をもたらします。例えば、化学工場等で火災が発生すれば、有害物質が拡散してしまう可能性もあります。ごみの収集も停止するため、大量の災害廃棄物が発生し、大気や水質等への汚染の可能性も高まります。下水道が機能しなくなれば、トイレなどの糞尿問題も深刻化し、疫病・伝染病が流行する可能性もあります。

災害は、いつ発生するか分かりません。インフラが破壊されると生活基盤が崩れ、環境が汚染され、健康や生命に影響を与えることとなります。また、災害の発生時には、様々な種類の廃棄物が一度に大量に発生することから、早期の復旧・復興のため、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理する必要があります。

これらの様々な環境問題に対処するため、災害の発生時を想定した「袖ヶ浦市災害廃棄物処理計画」を策定し、適切に運用する必要があります。事前の防災体制を考える段階から環境問題への意識を高め、環境問題への対策を整えておくことが重要です。

## ◆ 補助金制度 ◆

### 環境保全関係補助金制度

(令和5年4月1日現在)

名 称	内 容	補 助 金 等	担当課	備 考
<b>合併処理浄化槽設置事業補助金</b>	生活排水による公共用水域の水質汚濁防止を図るため、合併処理浄化槽を設置する者に対して、事業に要する経費の一部を補助する。	し尿及び生活排水を併せて処理する50人槽以下の合併処理浄化槽で人槽に応じ300千円から963千円を限度とする。	廃棄物対策課	(注) 工事着工前に申請を行い、決定が下りてから工事に着手してください。(予算内先着順)
<b>生活排水処理施設設置事業補助金</b>	生活排水の放流先がない地域において、快適な住環境の整備及び地下水の汚濁防止を図るため、生活排水処理施設を設置する者に対して、経費の一部を補助する。	生活排水処理施設の設置に対する経費の2分の1の額とし、200千円を限度とする。	廃棄物対策課	(注) 工事着工前に申請を行い、決定が下りてから工事に着手してください。(予算内先着順)
<b>資源回収活動推進助成金</b>	ごみの資源化及び減量化を促進するため、資源の回収活動を実施した団体に対して、助成金を交付する。	対象となる資源は、繊維類、紙類、金属類、びん類、缶類、ペットボトル及び廃食用油で、助成金は1kg当たり4円とする。	廃棄物対策課	予算内先着順
<b>生ごみ肥料化容器等購入設置助成金</b>	一般家庭から排出される生ごみ減量対策の一環として、生ごみ肥料化容器等の購入者に対して、経費の一部を補助する。	購入額の2分の1の額とし、生ごみ肥料化容器1基につき3千円(2基/1世帯まで) 機械式生ごみ処理機は1基につき25千円(1基/1世帯まで)を限度とする。	廃棄物対策課	予算内先着順
<b>保存樹木等助成金</b>	自然環境の適正な保全を図るため、保存樹木等の所有者がその樹木等の保全をするために要する経費の一部を助成する。	幹回りが1.5m以上、高さが15m以上で美観上優れ、健全に育成されている樹木について、1本当たり年額1千円を助成する。 面積が500m <sup>2</sup> 以上で健全に育成されている樹林について、1m <sup>2</sup> 当たり年額3円を助成する。	環境管理課	
<b>住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金</b>	家庭における地球温暖化対策の推進及び電力の強靱化を図るため、住宅用設備等を導入する者に対し、経費の一部を補助する。	自ら居住する住宅に新たに住宅用省エネルギー施設を設置する方に対し補助金を交付する。 エネファームについては100千円を限度とする。 定置用リチウムイオン蓄電システムについては70千円を限度とする。 窓の断熱改修については、補助対象経費の4分の1の額とし、80千円を上限とする。 電気自動車・プラグインハイブリッド車については、10万円(V2H充放電設備を併設する場合には15万円)を限度とする。 V2H充放電設備については、補助対象経費の10分の1の額とし、25万円を上限とする。 ただし、定置用リチウムイオン蓄電システム及び電気自動車については、住宅用太陽光発電システムが設置されているか、同時に設置すること。 窓の断熱改修については、設置する住宅の建築工事が完成していること。	環境管理課	(注) 工事着工前に申請を行い、決定が下りてから工事に着手してください。(予算内先着順)

## ◆ 用語解説 ◆

### 【あ行】

- 一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。

- インフラ

インフラストラクチャー(infrastructure)の略称で「下支えするもの」や「下部構造」を指す観念的な用語です。日本語では社会基盤、基盤施設、経済基盤と訳されています。

- エコドライブ

燃費を向上させるために運転者が行う取組や、そうした取組のもとに行う運転のことで、環境省からは「エコドライブ10のすすめ」が発表されています。

- SDGs(持続可能な開発目標)

持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)の略称で、平成27年(2015年)9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28年(2016年)から令和12年(2030年)までの国連目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成され「誰一人取り残さない」ことを宣言しています。

- エネファーム

燃料電池を利用したシステムのことです。「水素」と空気中の「酸素」を化学反応させて電気を起こします。ガスから電気とお湯を同時に作ることで省エネルギーに大きく貢献することができます。

- NPO

非営利目的での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のことです。

- LED照明

発光ダイオード(LED:電圧を加えた際に発光する半導体素子)を使用した照明器具のことで、LEDを使用しているため、低消費電力で長寿命といった特徴を持ちます。

- 屋外広告物条例

屋外広告物及び屋外広告業について必要な規制を行い、良好な景観の形成と風致を維持するとともに、公衆に対する危害を防止することを目的とする条例です。

- 温室効果ガス

大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体の総称で、代表的な物質として、オゾン、二酸化炭素、メタンなどがあります。地球温暖化の主な原因とされています。

### 【か行】

- 化石燃料

石油、石炭、天然ガスなどのことです。微生物の死骸や枯れた植物等が何億年という時間をかけて化石となり、やがて石油や石炭になったと考えられているため、このように呼ばれています。

- 合併処理浄化槽



トイレの汚水や、台所、お風呂等の生活雑排水を一緒に処理する浄化槽のことです。トイレの汚水だけを処理する単独処理浄化槽より環境への負荷が低減されます。

●カーボンニュートラル

植物や、植物を原料とするバイオエタノールなどを燃やして発生する二酸化炭素は、植物が成長過程に吸収した二酸化炭素と同量であり、温室効果ガスを増やすことにはならないという考え方です。

●環境基準

人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標として施策を実施していくのかという目標を定めたものです。

●環境教育

環境や環境問題に対する興味・関心を高め、必要な知識・技術・態度を獲得させるために行われる教育活動のことです。

●気候変動に関する政府間パネル(IPCC)

IPCC(Intergovernmental Panel on Climate Change)は、昭和63年(1988年)に世界気象機関と国連環境計画という組織によって設立されました。世界中の研究者の研究やデータから気候変動の状況を評価する報告書を作り、気候変動自体や政策判断をするための科学的な根拠を提供しています。

●原子力発電

ウランを核分裂させて熱エネルギーを得て、水を沸かし蒸気ので蒸気タービンを回転させて電気を起こす発電方法です。

●光化学オキシダント

自動車や工場からの排気ガスなどに含まれる窒素酸化物と、塗料や接着剤等に含まれている揮発性有機化合物が、太陽からの紫外線を受けて化学反応を起こし発生する化学物質の総称です。初夏に高濃度になりやすく、高濃度になると目やのどの痛みなどを感じる場合があります。

●光化学スモッグ

光化学オキシダントの濃度上昇によって、大気中にもや(スモッグ)がかかる現象のことです。

スモッグ(smog)とは、煙(smoke)と霧(fog)が語源であり、大気汚染により視界が狭くなることをいいます。

●耕作放棄地

農林水産省では、「以前耕作していた土地で、過去 1 年以上作物を作付け(栽培)せず、この数年の間に再び作付け(栽培)する考えのない土地」と定義付けています。

●国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)

COPとは、国連気候変動枠組条約締約国会議(Conference of Parties)の略称であり、地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくための国際的な議論の場を指します。平成27年(2015年)に21回目の会議がパリ(フランス)で開催されたため、この会議をCOP21又はパリ会議と呼びます。

## 【さ行】

### ●再生可能エネルギー

太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部等、自然界に常に存在するエネルギーのことです。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱、その他の自然界に存在する熱、バイオマス（動植物に由来する有機物）が再生可能エネルギーと呼ばれています。

### ●里山

大自然と都市との間に位置し、集落や人里に接した緑豊かな、人と自然が共存する森です。

### ●産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令で定められた20種類の廃棄物を指します。

### ●指定管理者

地方公共団体が、公の施設の管理を行わせるために、期間を定めて指定する団体のことです。

### ●3R活動

3R活動とは、ゴミの少ない社会を目指して行われる、リサイクルのための活動です。

・リデュースとは、ゴミの量を減らすことです。

・リユースとは、ものを再利用することです。

・リサイクルとは、ゴミを資源として新しい製品を生み出すことです。

### ●3010(さんまるいちまる)運動

長野県松本市で考案され、全国的に広まりを見せている食品ロス削減運動です。「飲食店等での会食や宴会時に、はじめの30分と終わりの10分は自分の席で食事をし、食べ残しを減らそう」という運動のことです。

### ●G20 大阪サミット

正式名称は、第14回金融・世界経済に関する首脳会合、先進国と主要な新興国等の首脳が、世界経済等の幅広いテーマで意見を交わす会議のことです。

### ●省エネルギー

エネルギーを効率よく使うことにより、エネルギーの使用量を減らすことです。温室効果ガスの排出削減だけでなく、光熱費の削減につながります。

### ●食品ロス

食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。日本では、平成28年度(2016年度)に年間2,759万トンの食品廃棄物等が出されています。このうち、まだ食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」は643万トンとなっています。

### ●自家焼却・野焼き

自宅の庭先や畑地等における廃棄物等を焼却処分することです。廃棄物を焼却することは、一部例外を除き、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で禁止されています。

### ●循環型社会

環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限に抑える社会のことです。

●循環型社会形成推進基本計画

日本における循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる計画です。基本法が整備されたことにより、廃棄物・リサイクル政策の基盤が確立されました。

●水源涵養機能

森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化(一定にすること)して洪水を緩和するとともに、河川の流量を安定させる機能のことです。

●生物多様性

様々な生態系が存在し、生物の種間及び種内に様々な違いが存在することです。

●生物多様性戦略

生物多様性基本法に基づき地方公共団体が策定する生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画です。

【た行】

●ダイオキシン類

ダイオキシン類は、ものの焼却の過程等で副次的に生成する物質です。そのため、環境中には広く存在していますが、その量はごくわずかです。過去に生産されていた農薬の不純物としても存在し、拡散されました。ダイオキシン類は、分解されにくい性質を持ち、田畑や湖沼、海の底泥等に蓄積しています。

●地域コミュニティ

地域をより良くするために活動する住民同士のつながりや集まりのことをいいます。自治会(町内会)、老人会や婦人会、子ども会、地域づくり団体等、様々な団体が活動を行っています。

●地球温暖化

地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象です。温室効果ガスなどの人為的要因や、太陽エネルギーの変化等の環境的要因によるものであるといわれています。

●低燃費車

少ない燃料でより多くの距離を走る燃費の良い自動車のことです。

【な行】

●ネットワーク

一般的に「人やモノを網状につなげたもの」を指します。情報システム(IS:Information Systems)の世界では「コンピューターを相互接続したもの」を意味します。

●農業用廃プラスチック

農業分野から排出される廃プラスチックには、農業用ハウスやトンネルの被覆資材、マルチ、苗や花のポット、牧草等のサイレージラップなどがあり、農業分野、特に施設園芸にとってプラスチックは必要不可欠な生産資材となっています。

【は行】

●パリ協定

国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)を参照してください。

●バイオマス

動植物から生まれた、再利用可能な有機性の資源のことです。主に木材、海草、生ゴミ、紙、動物の死骸・ふん尿、プランクトンなどを指します。

●東日本大震災

平成23年(2011年)3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による地震災害及びこれに伴う福島第一原子力発電所事故による災害です。

●ヒートアイランド現象

ヒートアイランド(heat island)現象とは、都市の気温が周囲よりも高くなる現象のことです。気温の分布図を描くと、高温域が都市を中心に島のような形状に分布することから、このように呼ばれるようになりました。

●PM2.5

大気中に浮遊している2.5 $\mu\text{m}$ ( $\mu\text{m}$ :マイクロメートル、1 $\mu\text{m}$ は1mmの千分の1)以下の小さな粒子のことです。PM2.5は非常に小さく、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。

●プラスチックごみ

プラスチックごみの多くは、包装・容器類として使われたものです。これらのプラスチックごみを不燃物として収集する自治体もありますが、分別せずに焼却しているところも多く、焼却による環境汚染が懸念されています。

●HEMS

「Home Energy Management System(ホーム エネルギー マネジメント システム)」の略です。家庭で使うエネルギーを節約するための管理システムで、家電や電気設備とつないで、電気やガスなどの使用量をモニター画面等で「見える化」したり、家電機器を「自動制御」したりします。

●ベンゼン

ベンゼンは、原油に含まれており、ガソリンの成分の1つです。大気中におけるベンゼンの主な発生源は、自動車の排気ガスと考えられており、大気環境基準(0.003mg/m<sup>3</sup>以下)が設定されています。

【ま行】

●マイクロプラスチック

環境中に存在する微小なプラスチック粒子は、マイクロプラスチックと呼ばれ、深刻な環境問題の一つとなっています。一般に5ミリメートル以下の大きさのものをマイクロプラスチックと呼んでいます。

【や行】

●有害鳥獣

人畜や農作物等に被害を与える鳥獣のことで、シカ、イノシシ、カラスなどが市街地や農地に入り込み、人の生活に何らかの被害を及ぼした場合に有害鳥獣といいます。

●有害化学物質

人の健康又は動植物の生息・生育に被害を生ずるおそれのある物質として、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法等で指定されたものをいいます。

●遊休農地・荒廃農地

農林水産省では、遊休農地を「耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」、荒廃農地を「現に耕作されておらず、耕作を放棄したことにより荒廃し、客観的に見て通常の農作業では作物の栽培が不可能となっている農地」としています。

●揚水施設

地下水を汲み上げる井戸のことです。千葉県では、地下水採取規制の指定区域内において、吐出口の断面積が6平方センチメートルを超える揚水機(ポンプ)を用いて新たに汲み上げようとする場合には、知事の許可が必要となります。

●要請限度

騒音規制法においては、市町村長は指定地域内における自動車騒音を低減するために、測定に基づき、道路管理者等に対して対策を講じるよう要請することができるとしています。この判断の基準となる値を要請限度と呼びます。

【ら行】

●レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物に関する保全状況や分布、生態、影響を与えている要因等の情報を記載した図書で、昭和41年(1966年)にIUCN(国際自然保護連合)が中心となって作成されたものに始まり、現在は各国や団体等によってもこれに準じるものが多数作成されています。







◇トウキョウサンショウウオ◇

## 袖ヶ浦の環境 令和5年版

発行年月 令和5年9月  
編集発行 袖ヶ浦市環境経済部  
〒299-0292  
袖ヶ浦市坂戸市場1番地1  
電話 0438(62)2111 (代)